



福井県越前の名産品  
ならお任せ下さい。  
福井県特産ご当地グルメを取り扱っております。



**丸ニー朝日中央店**

福井県の特産品やご当地グルメ  
をご家庭の食卓へ

株式会社 **かさはらフーズ**

☎ **0778-34-1582**

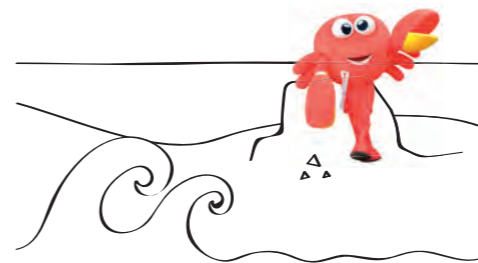
<http://www.kasahara-f.net/>

越前町西田中4-102

【営業時間】 9:00~21:00 無定休



総合食料品 <b>valer</b> ☎36-1868	総合衣料ストア <b>丸エ</b> ☎43-6282	100円ショップ <b>ポピア</b> ☎36-2118	株式会社 江口 ☎36-0297
JCBギフトカード 取り扱いしております	写真とカメラの <b>みすひ</b> ☎36-1860	黒川クリーニング社 ☎36-1548	株式会社 山下屋 ☎36-2778
<b>メルシ</b> ☎36-1055 越前町中7-1-1	お食事処 <b>ごせん家</b> ☎36-1134	鮮魚・仕出し <b>魚春</b> ☎36-1697	※車で※ギャラリー <b>あいりい</b> ☎36-1187



越前町暮らしの便利帳  
**行政ガイドインデックス**

いざというとき	20
公共交通	25
届出・証明	26
税金	29
保険・年金	31
健康・福祉	36
教育	47
生活・環境・相談	49
議会・選挙	55
文化・スポーツ	57



# いざというとき

## 防災情報

➔ 防災安全課

☎34-8721

### 家族で防災会議を開こう！

地震や台風などの災害による被害を最小限に食い止めるためには、日ごろからの備えが大切です。1年に一度は家庭で防災会議を開き、家族で防災対策について話し合みましょう。

家族の役割分担を決める
最寄りの避難場所と避難ルートを確認する
家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める
消火器、バケツなど消火の備えをする
非常持ち出し品をチェックする
家の耐震化や家具などの固定をする

### 避難時の注意事項

#### ▶日ごろから

- あらかじめ、災害時にどの親戚や知人に連絡をするか、また、どの連絡方法を利用するかを家族で決めておきましょう。
- 普段から、自宅・学校・職場の近くや、通勤通学中にある避難所の場所を、家族で確認しましょう。
- 保育所(園)や学校の災害時の子どもの引き取りに関する取り決めを確認しましょう。

#### ▶災害が発生したら

- 被災した場合は、自分の状況を自ら家族や知人に知らせ、家族の安否を確認することが重要です。ただし、災害発生時に電話が殺到すると、被災地域内の電話がつながりにくくなり、安否確認や消防・警察への連絡に支障をきたします。安否確認には、災害用伝言ダイヤル(171)などのサービスを利用しましょう。
- 学校や職場で被災した場合は、先生や防災担当の指示に従いましょう。

(広告)

- 家族の安否が確認できたら、周囲の人たちと力を合わせて、救出・救護活動などに協力しましょう。

### 非常持ち出し品を準備しよう！

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小限に絞込み、目に付きやすいところに置いて災害時に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使用期限などを確認することも大切です。

#### ☞ポイント

少なくとも3日分を目安に、軽くてコンパクトなものを選びましょう。

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類
衣類など	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴など
日用品	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便利なもの	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー

その他、二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄品を備えておきましょう。地震の直後は、食料品の食品の確保が十分にできません。救助活動が受けられるまでの必需品は、各家庭で備えておく必要があります。

被災直後の生活を支えるために、1人あたり最低3日分の食料品や飲料水などを準備しておきましょう。水は、1人あたり1日3リットルが目安です。

## 地震対策

➔ 防災安全課

☎34-8721

### 地震を知る

日本は、地震の発生が世界の約1割を占める世界有数の地震国です。

### ▶想定されている震度と大きさ(マグニチュード)

周辺で起こりうる地震	想定マグニチュード	今後30年以内の地震発生確率
琵琶湖西岸断層帯による地震	マグニチュード7.1	1~3%
湖北山地断層帯による地震	マグニチュード7.2	ほぼ0%
三方断層帯による地震	マグニチュード7.2	ほぼ0%
熊川断層帯による地震	マグニチュード6.6	0.30%
東南海・南海地震(同時発生)	マグニチュード8.5	60%~70%

### 地震から身を守るための10か条

- 1. わが身の安全を確保する**  
地震が起こったら、まず身の安全を確保しましょう。
- 2. 火の始末をする**  
揺れがおさまったら、すぐに調理器具や暖房器具など火の始末をしましょう。
- 3. 出口を確保する**  
建物が歪んで出口が開かなくなる事があるので、ドアを開けて出口を確保しましょう。
- 4. 火が出たら消火する**  
火事を見つけたら、大声で叫んで隣近所に知らせましょう。まずは、協力して初期消火を行いましょう。
- 5. あわてて外に飛び出さない**  
外に出るときは、瓦やガラスなどの落下物に注意して、落ちていて行動しましょう。
- 6. 狭い路地や掘ぎわ、がけや川べりには近付かない**  
狭い路地や掘ぎわは、瓦が落ちてきたり塀が倒れてくる危険があります。また、がけや川べりは地盤が緩んで崩れやすくなっている場合があります。近づかないようにしましょう。
- 7. 山崩れや津波に注意する**  
山間部や海の近くで地震に遭遇した時は、早めに避難の準備をしましょう。
- 8. 最小限の荷物を持って、徒歩で避難する**  
荷物は必要最小限にして、車は使わず徒歩で避難場所や避難所に避難しましょう。
- 9. 協力して応急救護を行う**  
お年寄りや体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合いましょう。
- 10. 正しい情報を入手する**  
噂やデマに惑わされず、ラジオなど信頼できる情報をもとに落ち着いて行動しましょう。

### 家具を固定しよう

地震対策でもっとも身近にできるのが家具類の転倒防止です。1995年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具などの転倒による圧迫死が死亡者全体の約88%を占めました。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定しておくことが重要です。家族で知恵を出し合っ、安全・安心な暮らしを確保しましょう。

### 家具転倒防止の事例

本棚	壁と本棚をベルトで固定
戸棚	扉に金具などを使って開閉防止
サイドボード	柵を使って落下防止
食器棚	L字型金具を使って壁などに固定
ピアノ	①台の下に固定板を敷く ②固定板にピアノ足を金具で固定
タンス	①壁などに金具で固定 ②上下の家具を金具で固定 ③差し木などをタンスの下に入れて転倒防止 ④下地のしっかりした天井との間を固定

### 家の中の安全対策ポイント

- 家具を固定するときは、柱や壁の下地のある部分などにL字型金具などを取り付ける。
- じゅうたんなどのやわらかい床は滑るため、背の高い家具は置かない
- 家具の上部には軽いものを、下部には重いものを収納する
- 寝る場所や出入り口付近には家具を置かない
- ガラス(窓、家具)に飛散防止フィルムを貼る

## 津波対策

➔ 防災安全課

☎34-8721

### 津波を知る

地震が起こると津波が発生する可能性があります。過去に巨大地震の後に津波に襲われ、たくさんの人命が奪われた記録が残っています。津波について正しい知識を身につけるとともに、海辺で地震の揺れを感じたら揺れが小さくてもすぐに高い場所へ避難するなど、身を守るための行動をとりましょう。

#### ▶津波の特徴

- 津波はとても速く、海岸近くでも秒速10mほどの速さがあります。
- 津波は、引き潮で始まるとは限らず、引き潮がなくても津波は起こります。
- 津波の高さは、場所によって異なり、岬の先端などでは極端に高くなることがあります。
- 津波は、繰り返してやってきます。第一波が最大とは限りません。
- 津波は、川や水路をさかのぼるので、避難するときは川沿いを避けましょう。
- たとえ50cm程度の津波でも立っていることはできません。(木造家屋は、1mで部分破壊に、2mでは全壊するといわれています)

#### ▶すぐ避難しましょう

陸で感じる地震の揺れが小さくても、非常に大きな津波が襲ってくる可能性があります。沿岸などの危険な区域で地震の揺れを感じたら、すぐに高い場所へ避難しましょう。また、地震を感じなくても、津波警報が発表されたら避難しましょう。

おかげさまで  
1932年創業  
創業85周年を  
迎えました。

安心と信頼の店 国家検定一級技能士

有限会社 **北野石材工業**  
福井県知事許可(般-27)第002584号  
〒916-0215 福井県丹生郡越前町織田85-20  
TEL 0778-36-0111 FAX 0778-36-0560

ガス・ガス機器 全般販売

調理油煙防止装置  
立消え安全装置

Siセンサーコンロ

いつも安心の安全機器や安全装置付きガス機器をおすすめします。

ガス警報器

**(有)佐々木弥一郎商店**  
丹生郡越前町織田100-8  
TEL.(0778)36-0005

防犯・防災・省エネ対策から「住まいのお困りごと」まで

窓ガラスの内側に貼るだけで!

建築・窓ガラスフィルム施工 LED蛍光灯工事  
防犯カメラ防犯システム工事 便利屋(なんでも屋)  
オゾン発生装置(除菌・除臭)販売 還元水生成器レンタル

**ライフガード越前朝日**  
越前町上川去46-1-90  
自宅:TEL/FAX 0778-34-5687  
携帯:090-2030-3982  
HP:http://www.lg-echiasa.com  
Facebook:https://www.facebook.com/yamayamapower

## 津波予測の種類

津波予報は、「津波注意報」と「津波警報」があります。「津波の高さ」は平常時の潮位と津波の潮位の差です。「最大浸水深」とは異なります。

予測の種類		解説	発表される津波の高さ
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予測されますので、注意してください。	[0.5m]
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予測されますので、厳重に警戒してください。	[3m][4m][6m][8m][10m以上]
	津波	高いところで2m程度の津波が予測されますので、警戒してください。	[1m][2m]

## 風水害・土砂災害対策

防災安全課

☎34-8721

## 風水害・土砂災害を知る

### ▶台風・高潮

台風が接近すると、強風だけでなく、海岸では高潮の恐れもあります。台風の勢力を示す目安として、風速(10分間平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「風速15m/秒以上の半径」で、「強さ」は最大風速で区分しています。また、風速25m/秒以上の風が吹いている、または吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

### 台風の大きさ

階級	風速15m/秒以上の半径
大型(大きい)	500km以上~800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

### 台風の強さ

階級	最大風速
強い	33m/秒以上~44m/秒未満
非常に強い	33m/秒以上~44m/秒未満
猛烈な	54m/秒以上

※出典：気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/1-3.html>)

### ▶集中豪雨・局地的大雨

「集中豪雨」とは、梅雨前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたって大量の雨を降らせるもので、総雨量が数百mmに達することがあります。このような大雨は、しばしば河川の氾濫や土砂災害を引き起こします。

「局地的大雨」とは、夏場などに大気の状態が不安定となって積乱雲が発達し、数十分という短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象のことで、数十mm程度の総雨量となります。こうした局地的大雨は、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、「ゲリラ的に大雨が降る」という意味で一般に「ゲリラ豪雨」と呼ばれることがあります。現在の予測技術では降雨の場所や時刻、雨量を事前に正確に予測することは困難です。

局地的大雨は集中豪雨ほど降水の総量は多くありませんが、数十分という短時間のうちに数十mmの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大量の雨水を処理できないおそれがある小河川の急な増水や、低い土地の浸水に特に注意が必要です。

### 雨の強さと降り方

1時間の雨量(mm)	予報用語	災害発生状況
10以上~20未満	やや強い雨	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上~30未満	強い雨	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる
30以上~50未満	激しい雨	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要都市では下水管から雨水があふれる
50以上~80未満	非常に激しい雨	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合があるマンホールから水が噴出する土石流が起こりやすい多くの災害が発生する
80以上~	猛烈な雨	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

### ▶土砂災害

土砂災害の発生原因となる自然現象は、大きく3種類に分かれます。自分の周辺の土砂災害危険箇所がどのような種類であるか確認しておきましょう。

現象	特徴	主な兆候
がけ崩れ	急な斜面が雨水の浸透や地震などによって緩み、突然崩れ落ちる現象です。突発的に起こり、崩れ落ちるスピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者が出る割合も高くなります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>がけから急に水が湧き出る。</li> <li>がけから小石がパラパラ落ちてくる。</li> <li>地鳴りがする。</li> <li>がけの上の木が揺れたり、傾いたりする。</li> </ul>
地すべり	ゆるやかな斜面に雨水がしみ込み、その影響で地面が広い範囲にわたりゆっくりと動き出す現象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地面にひび割れや段差ができる。</li> <li>がけや斜面から水が噴き出る。</li> <li>池の水や井戸水が濁る。</li> </ul>
土石流	長雨や集中豪雨などによって、山や谷(渓流)の砂が一気に下流へ流る現象です。時速40~50キロのスピードで家や道路などを破壊します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鳴りがする。</li> <li>川の水が濁り、水と一緒に倒れた木が流れてくる。</li> <li>雨が降り続けているのに川の水が減る。</li> <li>山全体がうなっているような音がしたり、地震のように震えたり、異常なおいがする。</li> </ul>

### ▶こんな土地は要注意!

#### 高潮

- 海岸に近い0メートル地帯:満潮時の海面の高さより低い土地は、堤防が決壊すると大きな被害が出る恐れがある。
- 遠浅の海岸や湾奥、河口部の地帯:水深が急激に深くなる遠浅の海岸や湾の奥は、高潮が起きたときに海面があがりやすい。

#### 浸水災害

- 平たん地:河川が運んできた土砂が堆積してできた「平たん地」や、過去の河川の氾濫により土砂が堆積してできた土地などは冠水しやすい。
- 河川敷:昔、河川敷だった土地は浸水する危険性が高い。
- 土砂災害
  - 造成地:丘陵を切り崩してつくられた造成地は、豪雨で地盤がゆるむと崩れる危険性がある。
  - 扇状地:山間部での集中豪雨で土石流が発生すると、山のふもとの扇状地が被害を受ける恐れがある。
  - 山岳地帯:傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地は、がけ崩れの危険がある。また、樹木の少ない山間部の渓流は土石流の危険もある。

## 日頃から備えよう

### ▶気象情報に注意する

大雨や台風のと、気象庁や地元の気象台はさまざまな気象に関する情報を発表します。気象情報の種類や内容を理解し、日頃から天気予報を気にかけるように心がけましょう。

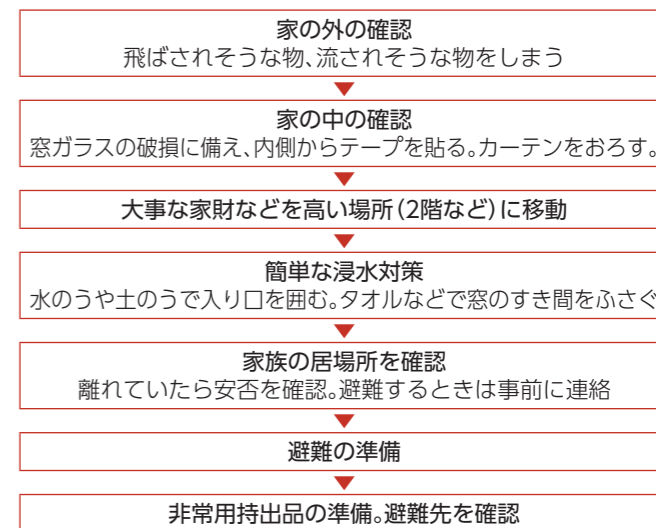
主な気象情報の種類	
注意報	災害の恐れがあるときに発表される。
警報	重大な災害の恐れがあるときに発表される。
特別警報	数十年に一度の大災害の発生が予想される場合に発表される。
土砂災害警戒情報	土砂災害の恐れがあるときに発表される。
台風情報	台風が発生したときに発表される。

### ▶平常時の家屋のチェックポイント

ベランダ	強い風で飛ばされそうな物はできるだけ置かない。
雨どい	継ぎ目のはがれ、塗料のはがれなどを確認。落ち葉や土砂が詰まっていたら取り除く。
外壁・塀	ひび割れ、破損などを点検する。
窓ガラス	窓枠のがたつき、ゆるみなどあれば修理や補強する。
屋根	瓦やトタンのはがれ、ずれなどをチェックする。アンテナの固定もチェックする。
屋外の設置物	プロパンガスのボンベはしっかり固定する。強風で飛ばされたり、浸水で流されたりしそうな物がないか確認する。
地下室 地下駐車場	浸水を防ぐ止水板や土のうを普段から用意する。

### ▶雨風が強まってきたら

- 最新の気象情報を確認する
- 避難に関する情報を確認する(P24参照)
- 浸水などが予想されたら早めに避難する



## 防火対策

防災安全課

☎34-8721

## 家族で火の用心

### 消火器の使い方を覚えておく



### ▶住宅用火災警報器を所定の位置に必ず設置する

住宅用火災警報機は、消防法によって設置が義務付けられ、家庭では寝室・階段室などに設置します。あわせて、消火器は、すぐ使える場所に設置しましょう。

### ▶家の内外の整理整頓を心がける

家の周囲に古新聞など燃えやすい物を放置しない、ごみは収集日に出すなど放火対策だけでなく、災害時の避難路確保のためにも家の内外を整理整頓しましょう。

### ▶火災原因を作らない

寝たばこはしない、コンロ使用時はそばを離れない、ストーブの周囲に燃えやすい物を置かない、電気コードはたこ足配線しないなど、火災原因を作らないことを習慣にしましょう。

### ▶地域の防災活動に参加する

木造住宅の密集地域では、ひとたび火災が発生すると周囲に広く延焼する恐れがあります。放火対策も含め、地域を挙げて火災を予防する取り組みが必要です。防火パトロールや地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。



# 公共交通

## コミュニティバス

企画財政課

☎34-8702

### ▶コミュニティバス「フレンドリー号」

コミュニティバス「フレンドリー号」は、町民のみなさんのための公共交通機関です。お子さんや高齢者、心身に障がいがある人も、安心してご利用いただけます。

#### 運賃

- ・1乗車200円
- ・高齢者(70歳以上)、心身障がい者、小中学生は、1乗車100円
- ・高齢者、心身障がい者の人は、必ず公共交通割引カードをご提示ください。
- ・小学生未満は、無料
- ・目的地まで乗継ぎが必要な場合は、乗継券を発行し、1乗車となります。

#### デマンド方式

デマンド方式とは、予約に応じて運行する方法です。電話予約があった場合のみ運行します。予約は、前日の午後5時までにお電話で予約センターにご連絡ください。

予約センター ☎0120-34-2228

#### 回数乗車券

コミュニティバスの回数乗車券を車内で販売しています。1,000円で100円券11枚綴りとなっております。



### ▶コミュニティバスの補助制度

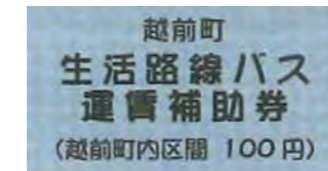
#### 公共交通割引カード

高齢者(70歳以上)と心身に障がいがある人が、コミュニティバスを100円で乗車するために必要なカードです。高齢者のみなさんには、町からカードを送付しています。心身に障がいがある人は、企画財政課または宮崎・越前・織田住民サービス室で申請が必要です。



### 生活路線バス運賃補助

福鉄バスと京福バスを利用する際、運転手に公共交通割引カードを提示し、生活路線バス運賃補助券を使用すると、町内区間はコミュニティバスと同じ100円で乗車できます。ただし、町外へ出る場合は、通常の運賃がかかります。生活路線バス補助券は、企画財政課、宮崎・越前・織田住民サービス室、織田病院で発行しています。



### 運転免許自主返納者に対する無料定期乗車券

高齢者ドライバーによる交通事故の減少を目的として、運転免許の全部を自主的に返納する満65歳以上の町民に、返納日から10年間毎年、無料乗車券を交付しています。申請には、運転免許証の写しと運転免許の取消通知書が必要です。



### コミュニティバス夏季期間限定定期乗車券

町内の小中高校生を対象とした夏期休業期間中乗り放題のコミュニティバス夏季期間限定定期乗車券です。代金は、500円です。



## 避難所

防災安全課

☎34-8721

### 指定避難所指定緊急避難場所一覧表 [平成29年10月1日現在]

災害発生時の避難所の指定は、災害の種別によって指定します。

#### ▶避難所一覧(指定避難所)

##### 【朝日地区】

施設名	所在地	電話
丹生高等学校	内郡41-18-1	34-0027
朝日小学校	天王5-7	34-0031
朝日中学校	気比庄51-5-1	34-0061
朝日中学校陽光館(朝日体育館)	気比庄57-57	—
越前町生涯学習センター	内郡13-19-3	34-2000
B&G海洋センター体育館	朝日22-35	34-2229
常磐小学校	青野20-9	34-1374
糸生小学校	上糸生81-19	34-5002
越前町生涯学習センター糸生分館	小倉89-53	34-5001
町立図書館	西田中2丁目210	34-0395

##### 【宮崎地区】

施設名	所在地	電話
宮崎コミュニティセンター	江波50-80-1	32-2000
宮崎小学校	江波122-1	32-2002
宮崎中学校	樫津20-20	32-2032

##### 【越前地区】

施設名	所在地	電話
越前コミュニティセンター	道口1-24-1	37-1501
四ヶ浦小学校	小樟42-175	37-0625
城崎小学校	茂原4-8-1	37-1031
越前中学校	大樟14-19	37-1200
越前サブコミュニティセンター	梅浦60-2-1	37-2200
町営越前体育館	梅浦60-1-2	37-2200
越前地域福祉センター	梅浦60-15	37-0627
アクティブランド体育館	厨71-326-1	37-2360
城崎南保育所(健康交流ホール)	米ノ46-12	39-1801

##### 【織田地区】

施設名	所在地	電話
織田コミュニティセンター	織田36-1	36-1111
織田小学校	大王丸20-17	36-0019
萩野小学校	細野73-23	36-0028
織田中学校	下河原37-2-10	36-0059
織田勤労者体育館	下河原37-16-6	—
織田農村環境改善センター	織田109-57	36-2141
織田保健福祉センター	織田106-51-1	36-0698

### ▶自主防災組織を作りましょう

大災害が発生した場合、電話の不通、道路事情の悪化、火災の延焼などにより、町や消防などの公的機関による消火活動、救出救護などの防災活動が十分に果たせなくなることが考えられます。

このような中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民による防災活動が必要です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って、日ごろから防災活動に取り組みましょう。

また、住民の防災活動が力を発揮するためには、住民同士が協力して組織的に活動することが効果的です。

地域防災活動の拠点となる自主防災組織を結成し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

## 災害用伝言ダイヤル(171)について

災害発生時に、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

**171** をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

## 災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

#### NTTドコモ

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

#### KDDI:au

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

#### ソフトバンクモバイル

<http://dengon.softbank.ne.jp/>

#### Y!モバイル(ワイモバイル)

<http://dengon.ymobile.jp/info/>

## 交通安全

### 交通事故が起きたら

- ・救急車を呼ぶなど、けが人の救護をする。
- ・警察に届ける。緊急の場合 ☎110 その他の場合 ☎52-0110
- ・事故の記録を取る。
- ・相手と車の持ち主の住所・氏名・連絡先・車種・ナンバー・自賠責保険、自動車保険会社を確認する。
- ・軽症だと思っても、必ず医師の診断を受ける。



# 届出・証明

## 窓口受付

→ 住民環境課

☎34-8708

## 窓口業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始を除く)

## 窓口での本人確認

住民票、戸籍関係交付請求、各種届出を行う場合は本人確認できるものの提示が必要です。

### ▶ 本人確認できるもの

1点の提示で良いもの	
運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付きのもの)、在留カード、特別永住者証明書 など	
2点の提示が必要なもの	
健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、被保険者介護保険証、年金証書、年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし) など	

## 住民登録に関する届出

住民登録は、現在お住まいの住所や世帯構成などを登録するものです。住所変更、世帯構成の変更がある場合は届出が必要です。

### ▶ 主な届出と届出期限

転入届	転入日から14日以内
転出届	転出予定日の14日前から
転居届	転居日から14日以内
世帯変更届	変更日から14日以内

- ※届出の際は、届出人の印鑑(認印)が必要です。
- ※届出人は、本人または同一世帯員、代理人です。代理人が届け出る場合は、委任状が必要です。
- ※届出に必要な書類などは、窓口にお問い合わせください。



## 戸籍に関する届出

戸籍は、親子、夫婦など親族的身分関係を登録、証明するものです。

### ▶ 主な届出と届出人、届出期限

出生届	父または母	出生日から14日以内
死亡届	同居の親族、その他の親族、同居人など	死亡の事実を知った日から7日以内
婚姻届	夫または妻となる人	届出日から効力が生じる
離婚届	協議	夫または妻
	調停 裁判	申立人
		成立日から10日以内
		確定日から10日以内

※届出に必要な書類などは、窓口へお問い合わせください。

## 印鑑登録

### ▶ 登録ができる人

満15歳以上で町内に住民登録がある人(ただし、成年被後見人の人は、登録できません)

### ▶ 登録に必要なもの

登録する印鑑、本人確認できるもの(官公署発行の身分証明書で写真つきのもの)

### ▶ 登録できない印鑑

- ・同一世帯員がすでに登録した印鑑
- ・き損していたり摩耗している印鑑
- ・ゴム印やスタンプなどの印鑑
- ・印影の大きさが8mm四方より小さい、または25mm四方より大きい印鑑

### ▶ 申請時の注意

本人申請で本人確認できるものがない場合や代理人による申請の場合は、郵便で本人あてに文書での照会を行いますので、日数がかかります。

また代理人申請の場合は、申請時に申請書裏面の委任状が必要です。

### ▶ 印鑑の変更、登録証の紛失

再度登録が必要です。

### ▶ 手数料

- ・印鑑登録証(カード) 1件 300円
- ・印鑑登録証明書 1通 300円

※印鑑登録証明書の交付時には、必ず印鑑登録証(カード)をご持参ください。

## 各種証明書の発行

### ▶ 主な証明書、請求者できる人、手数料

証明書	請求できる人	手数料
住民票写し、記載事項証明書	本人、同一世帯員、代理人	1通 300円
戸籍全部(個人)事項証明書	本人	1通 450円
除籍謄(抄)本・改正原戸籍謄(抄)本	同一戸籍に記載されている人	1通 750円
戸籍附票の写し	直系血族 代理人	1通 300円
身分証明書		1通 300円
届書受理証明書	届出人、代理人	1通 350円
納税証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円
納税証明書(軽自動車継続検査用)	どなたでも可	無料
所得(課税)証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円
固定資産評価証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円
固定資産価格通知書(不動産登記用)	本人、同一世帯員、代理人	無料

※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。  
※郵送請求される場合は、町ホームページをご覧ください。  
なるか、窓口へお問い合わせください。

## マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)は「顔写真付き」のカードです。20歳以上の人は10年(発行の日から10回目の誕生日まで)、20歳未満の人は5年(発行の日から5回目の誕生日まで)です。  
※外国人の人は、在留期間が有効期限です。  
※即日交付はできません。

### ▶ 申請方法

簡易書留により送付されている通知カードに付属の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、同封されていた返信用封筒に入れて郵便で申請します。  
申請書を紛失した場合や住所変更、戸籍届出などで申請書の記載内容が変更となった人は、窓口で新しい申請書を受け取ってから申請してください。  
申請は、郵送の他、パソコン・スマートフォンからも可能です。  
申請する際の詳しい内容は、通知カードに同封のチラシをご覧ください。

### ▶ 受取方法

「個人番号カード交付通知書」を郵送しますので、通知書に記載された交付場所に交付通知書、通知カード、本人確認できるもの、住民基本台帳カード

(お持ちの人のみ)、印鑑(認印)を持参のうえ、印鑑登録証(カード)をそろえ来庁してください。交付の際に暗証番号(パスワード)を入力していただきます。  
※受け取りは、原則として本人が窓口に出向き、本人確認を行ったうえで交付することになります。なお、本人が病気や身体の障がいのため窓口に出向くことができない場合は、代理人に受け取りを委任できますので、窓口にお問い合わせください。

### ▶ 手数料

※初回の交付手数料は、無料です。  
紛失などによるカードの再発行手数料 1,000円【内電子証明書手数料200円を含む】



個人番号カード(表)



個人番号カード(裏)

## コンビニ交付

コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から証明書が取得できるサービスです。ただし、コンビニ交付を利用するためには、利用者証明書電子証明書(暗証番号)の登録が必要です。

### ▶ 取得できる証明書

- ・住民票の写し(本人・世帯員)
- ※マイナンバー入りの住民票は、発行できません。
- ※世帯全員の住民票を申請された場合、1人1枚ずつ印刷されますが、ホッチキス留めされません。1枚のみでの使用は、無効になります。
- ・印鑑登録証明書(本人)
- ・所得(課税)証明書(本人)
- ・納税証明書(本人)
- ・資産証明書(本人・本人名義分のみ)
- ・戸籍謄抄本(戸籍全部事項証明、個人事項証明書)
- ・戸籍の附票の写し(本人・同一戸籍)

### ▶ 交付時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日までとシステム休止日を除く)

### ▶ 利用できるコンビニエンスストア

サークルKサンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン(五十音順)  
※マルチコピー機設置店舗に限ります。

### ▶ 自動交付機は平成30年3月末に廃止されます

越前町役場、宮崎・越前・織田コミュニティセンターと丹南地区内に設置されている自動交付機は、平成30年3月末で廃止されます。  
それに伴い「たんなんカード」で自動交付機からの証明書の取得ができなくなります。お早めに「マイナンバーカード」への切り替えをお願いします。  
なお、窓口では、印鑑登録証としてそのままご利用いただけます。

## 農地に関する届出

農業委員会

☎34-8704

### 農地の売買・賃貸借・転用に関する許可申請

農地の売買や賃貸借を行う場合は、農地法第3条による農業委員会の許可が必要です。  
農地を住宅や駐車場、資材置場など農地以外のものにする場合は、農地法第4条または第5条による知事の許可が必要です。農業振興地域の農用地に該当する農地は、農用地からの除外する必要があり、手続きに一定期間(6か月程度)を要しますので早めにご相談ください。なお、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地や、土地改良事業完了後8年を経過していない農地は、転用できません。

#### ▶主な申請と申請人、申請期限

農地法第3条に関する許可申請	土地の所有者もしくは行政書士などの代理人。	売買、賃貸借を行うおおよそ1か月前(毎月10日締切)
農地法第4条または5条に関する許可申請	転用を行う者、土地の所有者もしくは行政書士などの代理人。	農地を転用するおおよそ2か月前(毎月10日締切)

※申請には、許可申請書、登記事項全部事項証明書、地籍図、関係者同意書や転用計画に関する図面などが必要です。

### 森林の土地の所有に関する届出

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

#### ▶主な届出と届出人、届出期限

森林の土地の所有者届	土地の所有者もしくは行政書士などの代理人。	その森林の所有者となった日から90日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の土地の所有者届出書</li> <li>その森林の土地の位置を示す図面(法務局等で取得できます)</li> <li>その森林の土地の登記事項証明書の写し</li> </ul>
------------	-----------------------	----------------------	--

※届出をされない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。  
※森林所有者となった人は、立木の伐採を行う場合、町長に伐採および伐採後の造林の事前届出をし、許可を得る必要があります。  
※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の所有者届出は、不要です。  
※この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。  
※申請には、届出書、登記事項証明書、土地の位置を示す図面などが必要です。



# 税金

## 町税の種類

税務課

☎34-8709

### 町県民税(個人)

#### ▶納税義務者

- 1月1日現在、町内に住所がある人で、前年中に所得があった人
  - 1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人
- ※税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに住民税の申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。

### 固定資産税

#### ▶納税義務者

- 1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する人
- ※固定資産課税台帳は、課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。  
※事業用償却資産の所有者は、1月31日までに申告をしてください。

### 軽自動車税

#### ▶納税義務者

- 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を所有する人
- ※身体に障がいがある人などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は減免される場合があります。

#### ▶税額は次のとおりです。

原動機付自転車	
●排気量50cc以下	2,000円
●50cc超90cc以下	2,000円
●90cc超125cc以下	2,400円
●ミニカー	3,700円
軽二輪および二輪の小型自動車	
●軽二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
●二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円
小型特殊自動車	
●農耕作業用	1,500円
●その他(フォークリフトなど)	5,700円
三輪	
●平成27年3月31日までに登録した車	3,100円
●平成27年4月1日以降に新規登録した車	3,900円
●新規登録後13年を経過した車(重課税)	4,600円
四輪乗用	
●自家用	
●平成27年3月31日までに登録した車	7,200円
●平成27年4月1日以降に新規登録した車	10,800円
●新規登録後13年を経過した車(重課税)	12,900円
●営業用	
●平成27年3月31日までに登録した車	5,500円
●平成27年4月1日以降に新規登録した車	6,900円
●新規登録後13年を経過した車(重課税)	8,200円
四輪貨物	
●自家用	
●平成27年3月31日までに登録した車	4,000円
●平成27年4月1日以降に新規登録した車	5,000円
●新規登録後13年を経過した車(重課税)	6,000円
●営業用	
●平成27年3月31日までに登録した車	3,000円
●平成27年4月1日以降に新規登録した車	3,800円
●新規登録後13年を経過した車(重課税)	4,500円

※軽自動車税は、年の途中で廃車にしても月割還付はありません。



届出・証明

税金

## 国民健康保険税

### ▶ 納税義務者

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主。

### ▶ 税額は、世帯単位で計算されます

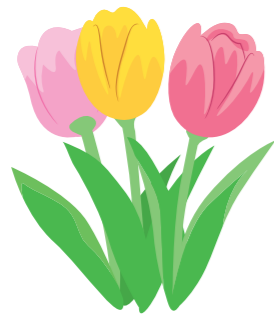
世帯の年間税額は、①所得割額(所得に応じて計算した金額)、②資産割額(固定資産税に応じて計算した金額)、③均等割額(加入者1人あたりの金額)、④平等割額(一世帯あたりの金額)を合算した金額です。

## 税金の納期限

### ▶ 町税の納期

月	町県民税(個人)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
4月		第1期		
5月			第1期	
6月	第1期			
7月		第2期		第1期
8月	第2期			第2期
9月				第3期
10月	第3期			第4期
11月				第5期
12月		第3期		第6期
1月	第4期			第7期
2月		第4期		第8期
3月				

※特別な事情があって納期限内に納めることができない場合は、税務課へご相談ください。



## 納付

➔ 会計課

☎34-8706

## 町税等の納付

町税等の公共料金は、会計課、宮崎・越前・織田住民サービス室、次の金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

## 取扱金融機関(順不同)

福井銀行／福井信用金庫／越前丹生農業協同組合／北陸銀行／福邦銀行／北陸労働金庫／福井県信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行および郵便局  
※ゆうちょ銀行および郵便局では、町の納付書で納付できないものもあります。

## 取扱コンビニエンスストア(順不同)

くらしハウス／コミュニティ・ストア／サークルK／サンクス／ハマナスクラブ／スリーエイト／スリーエフ／生活彩家／セイコーマート／セーブオン／セブン-イレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキデイリーストア／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ローソン／ローソンストア100／MMK 設置店(MMK 端末(公共料金収納端末)が設置され、店頭に「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗)

※コンビニエンスストアで納付できるのは下記の項目に限ります。

- 固定資産税、軽自動車税、町県民税(事業主が納める特別徴収は取り扱いできません)、国民健康保険税、上下水道料、介護保険料、住宅使用料

※次の場合は、コンビニエンスストアで取り扱いできません。

- 各期別の税額が30万円を超えるもの(バーコードが印刷されていません)
- 納期限を過ぎているもの
- 傷や汚れ、金額の訂正があるもの

## 口座振替

町税等の納付は口座振替が便利です。担当課、会計課、宮崎・越前・織田住民サービス室または口座がある取扱金融機関へ、「預金通帳」と「通帳届け印」を持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入押印し提出してください。



# 保険・年金

## 国民健康保険

➔ 健康保険課

☎34-8710

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費はみなさんが納めた国保税と、国などからの補助金でまかなわれます。

## 加入の対象となる人

職場の健康保険に入っている人や、生活保護を受けている人、および後期高齢者医療制度で医療を受けている人以外の人には国保に加入しなければならないことになっています。原則として、居住している市区町村の国保に加入します。

### ▶ 国保に加入している人の例

- お店などを経営している自営業の人
  - 農業や漁業などを営んでいる人
  - 退職して職場の健康保険などをやめた人
  - パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
  - 1年以上日本に滞在するものと認められる外国籍の人
- ※それぞれ、後期高齢者医療制度で医療を受ける人を除きます。

## 国保に加入するとき(14日以内に届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	印鑑・他の市町村の転出証明書・マイナンバーが確認できるもの
他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	印鑑・他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失した事がわかる証明書類・マイナンバーが確認できるもの
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書・マイナンバーが確認できるもの
子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳・マイナンバーが確認できるもの
外国人が加入するとき	パスポート・マイナンバーが確認できるもの

## 国保を外れるとき(14日以内に届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証・マイナンバーが確認できるもの
他の健康保険に加入したとき	印鑑・国保の保険証・新しく加入した健康保険証・マイナンバーが確認できるもの
生活保護を受けはじめたとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書・マイナンバーが確認できるもの
死亡したとき	印鑑・保険証・死亡日を証明するもの・マイナンバーが確認できるもの
外国人が脱退するとき	保険証・外国人登録証明書・マイナンバーが確認できるもの

## 主な給付・貸付

項目	内容
出産育児一時金	国保に加入している人が出産したとき原則42万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人に対し、5万円を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、お手紙でご案内します。入院する場合は、あらかじめ申請をすることによって「限度額適用認定証」が交付されます。この認定証を医療機関などに提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。(「限度額適用認定証」は、交付できない場合があります)
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、お手紙でご案内します。高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年として計算されます。(この間に被用者保険(社会保険など)から国保に変わった人には、お手紙によるご案内は送られません)
療養費	保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。

〈 広告 〉

**社会福祉法人  
敬老会**

介護老人福祉施設

**シルバーハイツ宮崎**

越前町小曾原75号35番地  
TEL.0778-32-3838 FAX.0778-32-3837

高齢者・グループホーム

**アクティブケア宮崎**

越前町小曾原33号34番地  
TEL.0778-32-3777 FAX.0778-32-3777

シルバーハイツ宮崎

# 介護保険

健康保険課

☎34-8710

## 介護保険制度

### ▶介護保険制度とは

越前町が保険者として保険料の賦課・徴収、要介護認定、保険給付、サービスの確保・整備体制の確立、介護保険事業計画の策定などの事業を実施しています。県の指定を受けたサービス事業者(社会福祉法人・医療法人・民間企業など。地域密着型サービスは、町が指定。)がサービスを提供し、介護が必要になった被保険者は、要介護(要支援)認定を受け、負担割合に応じた利用料金を負担し、介護サービスを利用します。

#### (1) 介護保険の対象となる人(被保険者)

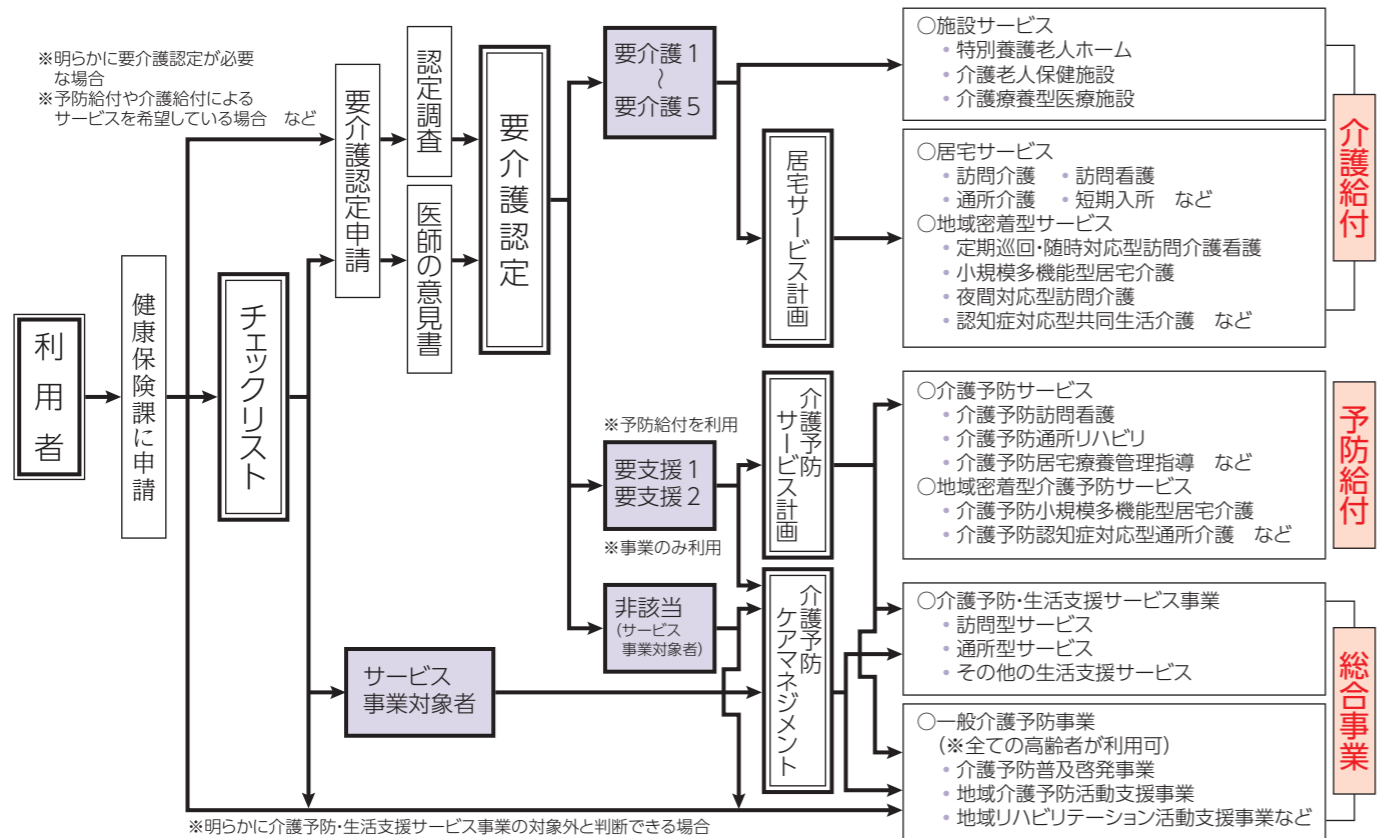
- ・第1号被保険者…65歳以上の人
- ・第2号被保険者…40歳以上65歳未満の人

#### (2) 介護サービスが必要となったときは

介護保険を使っての介護サービスが必要となったときは、まず「要介護(要支援)認定」を受けます。これは、どのくらいの介護や支援が必要かを判断するもので、認定された「要介護度」によって利用できるサービスが異なります。

※ただし、第2号被保険者は特定疾病(16種類)に該当される人のみが対象となります。

#### (3) サービス利用までの流れ



#### (4) 介護サービスが必要になったときの相談窓口

「認知症が心配」「介護サービスが必要になったときはどうしたらいいの」などの相談に応じ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービス利用の手続きや支援を行います。

- ・健康保険課 ☎34-8710
- ・地域包括支援センター ☎34-8729
- ・在宅介護支援センター(町から委託を受けて運営)  
在宅介護支援センターさざんかホール (朝日地区) ☎34-1440  
越前町社会福祉協議会在宅介護支援センター(宮崎・織田地区) ☎36-0698  
海楽園在宅介護支援センター(越前地区) ☎39-1461

### (5) 保険料

介護保険制度は、介護が必要となった人が安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというものです。みなさん一人ひとりの納めていただいた保険料が、介護保険の大切な財源になります。

#### ▶保険料の決め方

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決められ、医療保険に含まれます。

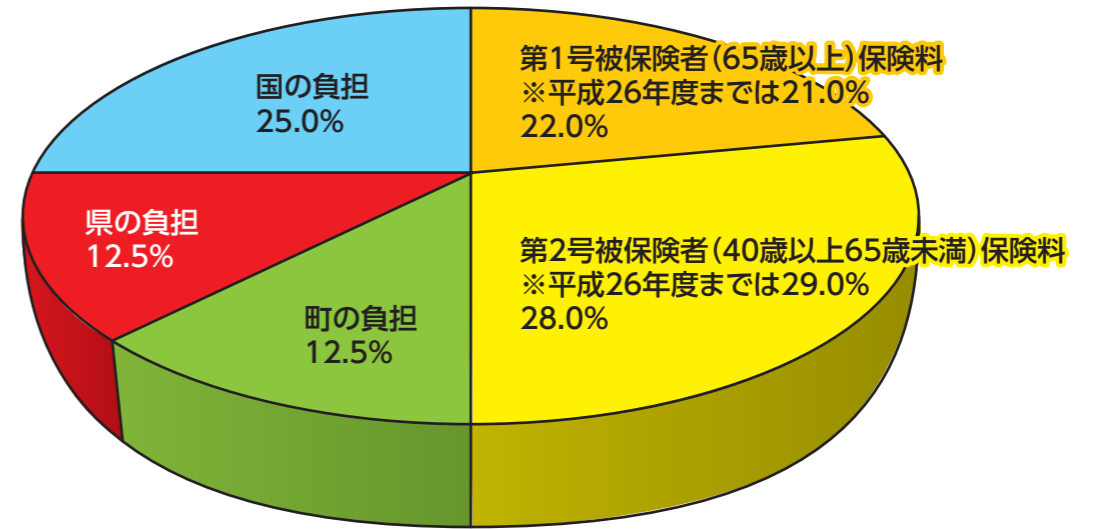
65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、越前町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画の中で見直されます。高齢化が進み、介護サービスを利用する人や利用料に変動があると、介護保険料に反映されます。介護保険料は、次のように算出されます。

#### 基準額の算定方法

$$\frac{\text{越前町で必要な介護サービスの総費用}}{\text{65歳以上の人の負担割合}} \div \frac{\text{越前町に住む65歳以上の人の人数}}{\text{越前町の介護保険料の基準額}} =$$

#### ▶介護保険の財源構成



〈広告〉

**医療法人 積心会**  
 充実した介護とリハビリで、笑顔あふれる日々を・・・  
 介護老人保健施設 丹生ケアセンター **ひまわり荘**  
 通所リハビリテーション ひまわり訪問リハビリテーション  
 〒916-0227 丹生郡越前町四ツ杉3-10 TEL 0778-36-2170 FAX 0778-36-2178  
 医療法人 積心会 指定居宅介護支援事業所 丹生ひまわりケアプランセンター  
 〒916-0227 丹生郡越前町四ツ杉3-10 TEL 0778-36-2227 FAX 0778-36-2178

なじみの地域で暮らし続ける為に  
**地域密着型・小規模多機能ホーム**  
**越前福祉ゆめサロン わたぼうし**  
 小規模多機能ってどんなところ?  
 介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように必要に応じて「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせて、利用できる在宅のサービスです。24時間、365日、年中無休で利用できます。介護保険が利用できます。  
 越前町佐々生59-39  
 TEL 0778-34-0222 FAX 0778-34-0655  
 いつでもお気軽にご相談下さい。見学・おためしに致します。



## 後期高齢者医療制度

健康保険課

☎34-8710

### 保険者と被保険者

#### ▶保険者(運営者)

県内の全市町により構成される「福井県後期高齢者医療広域連合」が保険者になります。

健康保険課の窓口では

- ・保険証の交付(引渡し)
- ・保険料の徴収
- ・各種申請や届出書の受付  
(例)高額療養費の申請、療養費(コルセットなどを作った際)の申請の受付など、身近な業務を行っています。

#### ▶被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- ・75歳以上の人は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている人が、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合は、申請が必要です。

### 被保険者証(保険証)

保険証は、毎年8月1日に切り替わります。新しい保険証は、福井県後期高齢者医療広域連合から7月中旬に郵送されます。ただし、年度の途中で75歳になる場合は、健康保険課から誕生月の前月中に郵送します。

保険証の切り替えにあわせて、医療費の自己負担割合(1割または3割)が見直されます。前年の所得によって、負担割合が変わる場合があります。

### お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で後期高齢者医療制度の保険証を提示して、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を負担します。

#### ▶現役並み所得者の判定基準

住民税課税所得が145万円以上で、かつ収入が被保険者複数世帯で520万円(単身世帯で383万円)以上の人は、現役並み所得者になります。

## 国民年金

健康保険課

☎34-8710

### 国民年金とは

国内に住民登録のある20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、老後や、事故や病気で障がい者になったとき、加入者が死亡したときといった万が一のときに、所得に不安のないよう年金を支給する制度です。

加入者

- 第1号被保険者:日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や、農業・漁業・自営業の人
- 第2号被保険者:厚生年金保険の被保険者/共済組合の組合員または加入者
- 第3号被保険者:第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続きに必要なもの

- 20歳になった人:国民年金被保険者資格取得届書(20歳になる前に、年金事務所から送られます)、印鑑
- 会社を退職した人:資格喪失連絡票(離職票)、年金手帳、印鑑
- 住所や氏名が変わった人:年金手帳、印鑑

#### ▶老齢基礎年金

保険料を納めた期間(猶予や免除、合算対象期間を含む)が25年以上ある人が、65歳になったときに支給されます。

#### ▶障害基礎年金

国民年金加入中や20歳になる前に初診日(初めて医師の診察を受けた日)がある病気やけがによって、障害等級の1級または2級に該当する場合に支給されます。

#### ▶遺族基礎年金

国民年金加入中の人や老齢基礎年金の受給資格期間(原則25年)を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

この場合の「子」とは、18歳到達年度の末日を経過していない未婚の子、または20歳未満で年金の障害等級が1級または2級の子になります。

## 国民年金の保険料納付

平成29年度国民年金保険料

1か月16,490円(年齢・性別・所得に関係なく定額です。)

より多くの年金を受けたいときは、付加保険料(月々400円)を納めていただく制度もあります。

保険料の納め方

日本年金機構から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めてください(翌月末日が納付期限となります)。なお、口座振替やクレジットカードで納めることもできます。

また、保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が安くなります。

## 保険料の免除・猶予制度

第1号被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合もあります。そのような場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の手続きを行ってください。

## 免除の種類

### ▶申請免除(全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除)

本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の場合や災害や失業などで保険料を納付することが困難な場合、申請し承認されると保険料の一部または全部が免除になります。なお、一部免除が承認された場合は、減額された保険料を納める必要があります。

### ▶納付猶予

20歳以上50歳未満の人で、本人、配偶者の所得が一定以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

### ▶学生納付特例

学生本人の所得が一定以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

### ▶法定免除

生活保護を受けている人、障害基礎年金(1級または2級)を受給している人は申請することにより、保険料の納付が免除になります。

※「免除」は、老齢基礎年金額に反映されます。「猶予」や「学生納付特例」は、受給資格期間に算入されるとともに障害基礎年金などを受給できますが、老齢基礎年金額には反映されません。

### ▶免除・納付猶予の申請が可能な期間

保険料の納付期限から2年を経過していない期間は、申請書が受理された月から2年1か月前までについてさかのぼって申請することができます(学生納付特例も同様です)。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



# 健康・福祉

## 医療サービス

健康保険課

☎34-8710

### 国民健康保険織田病院

所在地 織田106-44-1

電話番号 36-1000

診療科目

内科・消化器内科・総合診療科・外科・肛門外科、整形外科・脳神経外科・小児科・眼科・リハビリテーション科・放射線科

診療時間

●午前の部

受付時間:午前7時50分～午前11時30分

診察時間:午前8時45分～午後0時30分

●午後の部

受付時間:午後1時30分～午後4時30分

診察時間:午後2時～午後5時

休診 土曜午後・日曜日・祝日・年末年始(1/29～1/3)

※各診療科ごとに診療時間や休診日が異なります。詳細は、織田病院のホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

## 自立支援医療制度

福祉課

☎34-8725

障がいの軽減を図るための特定の医療にかかる医療費が一部助成されます。原則として保険診療の1割が自己負担となり、世帯の所得水準などに応じて月額上限額を設定します。

医療の種類	内容	申請に必要なもの
更生医療	18歳以上の心臓、腎臓、肢体などでの医療	申請書、診断書、同意書、同一保険者全員健康保険証、身体障害者手帳(更生医療のみ)、所得証明書(1月1日以降に転入した人のみ)、年金振込通知書(年金受給者のみ)
育成医療	18歳未満の心臓、腎臓、肢体などでの医療	
精神通院医療	精神疾患を有する者の通院医療	

〈広告〉

**潮風を感じる快適環境のシルバーライフ**

**社会福祉法人 海楽園**

〒916-0426 丹生郡越前町米ノ46-1-1  
TEL.0778-39-1800 FAX.0778-39-1463

- ・特別養護老人ホーム海楽園
- ・海楽園デイサービスセンター
- ・海楽園ショートステイ
- ・海楽園生活支援ハウス
- ・海楽園居宅介護支援事業所(居宅直通電話 TEL.0778-39-1461)
- ・海楽園在宅介護支援センター
- ・高齢者生活支援ハウス
- ・城崎南保育所児童クラブ

くすり・処方せん受付

**三協薬局**

日曜・祝日休業  
丹生郡越前町織田98-21  
TEL.0778-36-0208  
FAX.0778-36-2028

## 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

福祉課

☎34-8725

### 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、いろいろな援助を受けやすくするための手帳です。手帳認定の審査は、県で行います。手帳を福祉課でお渡しするまでに、申請の日から1か月ほどかかります。

手帳の種類	対象者	申請に必要なもの	障がいの等級
身体障害者手帳	1. 視覚 2. 聴覚 3. 平衡機能 4. 音声・言語・そしゃく機能 5. 肢体不自由 6. 内部障害(心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸・小腸、肝臓) 7. 免疫機能障害[HIV(ヒト免疫不全ウイルス)]	申請書、診断書(指定医師のもの) 本人写真(2枚)…縦4cm×横3cm ※写真は貼らずに提出してください	1～6級

### 療育手帳

知的発達障害(児)者が、いろいろな援助を受けやすくするために県が発行している手帳です。手帳の等級の判定は、県で行います。

手帳の種類	対象者	申請に必要なもの	障がいの等級
療育手帳	心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性など様々な点から判断し、知的障がいと判定された人	申請書、知的障害者相談記録票 本人写真(1枚)…縦4cm×横3cm	A1、A2、B1、B2

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある人が、いろいろな援助を受けやすくするために県が発行している手帳です。手帳認定の審査は、県で行います。手帳を福祉課でお渡しするまでに、申請の日から1～2か月ほどかかります。

手帳の種類	対象者	申請に必要なもの	障がいの等級
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活が制約される人	申請書 診断書または障害年金証書(写)、同意書 本人写真(1枚)…縦4cm×横3cm	1～3級

## 障害福祉サービス

平成29年10月1日現在

福祉課

☎34-8725

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、またはこれに該当する診断を受けている人、難病患者などの人が地域で自立した生活を送ることができるように支援します。

### 訪問系サービス

在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービスです。

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動の支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、一人での外出が困難な人に、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、一人での外出が困難な人に、外出時の移動の支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で介護を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
移動支援事業(地)	外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

※(Ⓜ)は、障害児通所支援、(地)は、地域生活支援

## 日中活動系サービス

入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護を行い、創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行います。 (A型:雇用契約あり B型:雇用契約なし)
児童発達支援 <sup>(児)</sup>	日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援 <sup>(児)</sup>	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
放課後等 デイサービス <sup>(児)</sup>	学校通学中の児童が、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等 訪問支援 <sup>(児)</sup>	保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に、集団生活への適応訓練のために保育所などの職員に支援方法の指導を行います。
日中一時支援 事業 <sup>(地)</sup>	施設での日中活動の場を提供し、在宅の障がい者や障がい児、その家族の介護負担の軽減を図ります。
地域活動支援 センター事業 <sup>(地)</sup>	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場を提供します。

※<sup>(児)</sup>は、障害児通所支援、<sup>(地)</sup>は、地域生活支援

## 居宅系サービス

入所施設などで住まいの場を提供するサービスです。

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の人、40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する人は、介護保険の認定申請が必要です。

## 福祉事業一覧表

福祉課 ☎34-8725

## 在宅福祉サービス事業

### ▶外出支援サービス事業

移送用車両により利用者の自宅と医療機関などとの間を送迎します。

#### 対象者

おおむね65歳以上の高齢者で、心身の障がいなどにより寝たきりの人や車椅子を利用している人で、一般の交通機関を利用することが困難な人

#### 利用者負担

乗車地から5キロメートルまで片道510円(以後は、5キロメートルごとに260円増)  
待機料金は、30分410円(以後は、30分ごとに410円増)

#### 問合せ先

越前町社会福祉協議会 ☎34-2388



### ▶緊急通報体制等整備事業

一人暮らし高齢者などの急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを配備し、緊急事態に対応します。

#### 対象者

おおむね65歳以上で虚弱な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯または身体障がい者のみの世帯の人

#### 利用者負担 無料

#### 申請に必要なもの

申請書、印鑑、民生委員の意見書(民生委員の押印)

#### その他

緊急通報装置の設置には、電話回線が必要となります。携帯電話のみのご家庭には、設置できません。

### ▶介護用品支給事業

利用券を発行し、補助します。利用券の金額は、世帯の課税状況などによって異なります。

#### 対象者

介護保険認定者(要介護1以上)で、常時介護用品が必要な人。

#### 利用者負担 無料

#### 問合せ先

福祉課 ☎34-8725

### ▶地域ふれあいサロン事業

身近なところで健康チェック、各種相談などを行うサロンを開きます。

#### 対象者

おおむね65歳以上で、要介護認定で「自立」と判定された一人暮らしの高齢者や在宅で閉じこもりがちで虚弱な高齢者、またはその家族介護者

#### 問合せ先

越前町社会福祉協議会 ☎34-2388

### ▶給食サービス事業

要援護高齢者や一人暮らし高齢者に給食サービスを提供します。

#### 対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で調理をするのが困難な人

#### 利用者負担 1食あたり 100円(月2回)

#### 申請に必要なもの

申請書、印鑑、民生委員の意見書(民生委員の押印)を提出し、越前町社会福祉協議会で受付

#### 問合せ先

越前町社会福祉協議会 ☎34-2388

### ▶寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業

洗濯ができない要援護高齢者や一人暮らし高齢者に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

#### 対象

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で寝具類の衛生管理が困難な人

#### 利用者負担など

- ・敷布団、掛布団、毛布など3枚まで(年2回)
- ・3,000円以上は実費

#### 申請に必要なもの

申込書(申込書を民生委員に提出し、越前町社会福祉協議会で受付)

#### 問合せ先

越前町社会福祉協議会 ☎34-2388

## 母子の保健

### 健康保険課

☎34-8710

## 妊娠届出(母子健康手帳の交付)

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康記録です。医師の診断を受けて妊娠がわかったら早めに交付を受けましょう。

妊娠の届出時には、マイナンバーが必要になりましたので、原則、妊婦ご本人が窓口にお越しください。

### ▶申請に必要なもの

#### 妊婦本人が届け出る場合

1. 妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)
2. マイナンバーが確認できるもの
3. 妊婦の本人確認できるもの(運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの)

#### 代理人が届け出る場合

1. 妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)
  - ※妊婦本人が記入したものをご持参ください。
  2. 妊娠届委任状
  3. 妊婦本人のマイナンバーが確認できるもの
  4. 代理人の本人確認ができるもの
- ※代理人が届け出る場合、1. 3は必要に応じてマイナンバーが見えないよう、封筒に入れるなどして代理人にお渡しください。

## 妊婦健診助成

母子健康手帳交付の際に「妊婦健診受診票」をお渡しします。

受診票の内容は、妊婦健診14枚、子宮頸がん検診1枚、初期血液検査1枚、HTLV-1抗体検査1枚、性器クラミジア検査1枚、となります。

※里帰りなどで、委託契約医療機関外で受診した健診も、助成対象範囲内で助成しますのでご連絡ください。

※越前町に転入された場合は、越前町の「妊婦健診受診票」をお渡しします。

※越前町から転出された場合は、越前町の「妊婦健診受診票」は使えません。転出先の市町村でご相談ください。

<広告>

元気な体づくりをサポートします。

**さくらデイサービス**  
機能訓練・介護相談

丹生郡越前町内郡5字柳町68番地

詳しくはお気軽にお問合せ下さい!!

**☎0778-42-6115**

## 乳児・産婦訪問

保健師や助産師が乳児・産婦の訪問をします。赤ちゃんの様子やお乳の飲み方を見ながら育児相談をお受けします。

## 乳幼児健診・育児教室

乳幼児の定期的な健診、育児教室を行っています。

健診・教室名	集団で実施 <sup>*1</sup>	個別に受診 <sup>*2</sup>
1か月児健診		●
4か月児健診		●
離乳食教室(前期)	●	
離乳食教室(後期)	●	
10か月児健診		●
1歳6か月児健診	●	
2歳児歯科健診	●	
3歳児健診	●	

※1:集団で実施する健診や育児教室は、対象者に個別に通知します。

※2:個別に受ける健診は、委託医療機関で受診します。

## 育児相談

保健師、栄養士が電話・面接・訪問などで随時相談をお受けします。

## 不妊治療費助成

不妊治療のうち保険適用されない検査費や治療費の一部を助成します。

### 助成対象者

申請日の1年以上前から町に在住し、法律上婚姻をしている夫婦で、町税を完納している人。

### 助成金額

県の助成を優先し、その助成金額を差し引いた額の5割に相当する額。  
※ただし、1年あたり50万円を限度とします。

### 対象医療機関

県の指定医療機関  
※上記以外にも詳細事項がありますので、お問い合わせください。

## 予防接種

健康保険課

☎34-8710

接種対象者には、個別にご案内します。また、保健師が随時ご相談をお受けします。

## 定期予防接種

平成29年10月1日現在

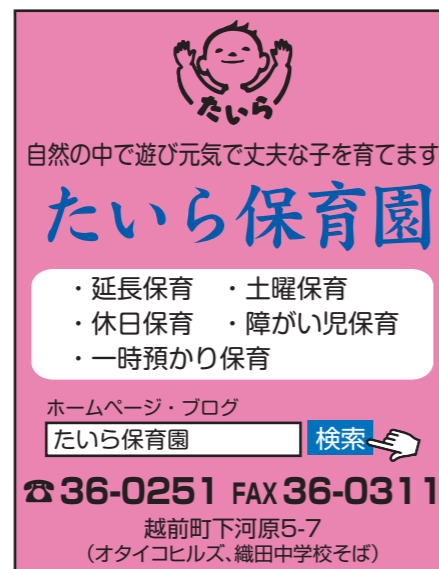
予防接種の種類	接種対象者
ヒブ	生後2か月以上5歳未満のお子さん
小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満のお子さん
B型肝炎	生後1歳未満のお子さん
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ (4種混合)	生後3か月以上7歳6か月未満のお子さん
BCG	生後1歳未満のお子さん
麻しん 風しん	1期 生後1歳以上2歳未満のお子さん 2期 5歳以上7歳未満のお子さん(小学校就学前の1年間)
水痘	生後1歳以上3歳未満のお子さん
日本脳炎	1期 生後6か月以上7歳6か月未満のお子さん 特例対象者(平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ、または平成19年4月2日～平成21年10月1日 生れの人) 2期 9歳以上13歳未満のお子さん 特例対象者(平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの人)
ジフテリア・破傷風(2種混合)	11歳以上13歳未満のお子さん
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス)	中学1年生以上高校2年生未満の女性 ※現在積極的な接種勧奨を差し控えているため、個別の案内はしていません。
高齢者インフルエンザ	・65歳以上の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人
高齢者肺炎球菌	(平成30年度まで) ・当該年度の年齢が65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人 (平成31年度以降) ・65歳の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人

※○歳未満とは、○歳の誕生日の前日までのことです。

〈広告〉



社会福祉法人  
**あさがお保育園**  
越前町内郡4-13-2  
TEL 0778-34-1110  
FAX 0778-42-5033



自然の中で遊び元気で丈夫な子を育てます  
**たいら保育園**  
・延長保育 ・土曜保育  
・休日保育 ・障がい児保育  
・一時預かり保育  
ホームページ・ブログ  
たいら保育園    
☎36-0251 FAX 36-0311  
越前町下河原5-7  
(オタイコヒルズ、織田中学校そば)



〈広告〉



社会福祉法人 **どろっぷす**  
**はぎの保育園**  
子育て支援  
延長保育・一時預かり・児童クラブ  
〒916-0202 丹生郡越前町細野73-2-2  
☎0778-36-0396 ☎0778-36-1967  
<http://www.echizen-drops.jp>

## 成人の保健

健康保険課 ☎34-8710

### 健康診査・がん検診

健診の種類	集団健診	個別健診 会場:指定医療機関
特定健診・ 長寿健診・ ヤング健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の越前町国民健康保険加入者</li> <li>後期高齢者医療保険制度加入者</li> <li>20～39歳の住民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の越前町国民健康保険加入者</li> <li>後期高齢者医療保険制度加入者</li> </ul>
	身体測定、血圧・血液検査、尿検査など	身体測定、血圧・血液検査、尿検査など
肺がん検診	40歳以上	40歳以上
大腸がん検診	40歳以上	40歳以上
胃がん検診	50歳以上(2年に1回) バリウム造影	50歳以上(2年に1回) バリウム造影または内視鏡検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回)	20歳以上の女性(2年に1回)
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回)	40歳以上の女性(2年に1回)
肝炎検査	40歳以上(過去に検査をしたことがない人)	
ピロリ菌検査	40～74歳(過去に検査をしたことがない人)	
前立腺がん検診	50～74歳の男性	
人間ドック		<ul style="list-style-type: none"> <li>30歳以上の越前町国民健康保険加入者</li> <li>後期高齢者医療保険制度加入者</li> </ul>

## 結婚支援

福祉課 ☎34-8725

### 結婚支援事業

#### ▶結婚祝品支給事業

結婚して町に3年以上定住する意思のある夫婦に、越前町商工会商品券を交付します。

#### 対象者

- 次の条件を全て満たすことが条件となります。
- ①婚姻日から起算して90日以内に夫婦ともに町内に住所を有し、かつ町に定住する意思を有すること。
  - ②過去に夫婦ともにこの事業による商品券の交付を受けていないこと。

#### 対象額

夫婦1組につき越前町商工会商品券2万円。

#### ▶縁結び奨励金交付事業

若者の定住促進を図るため、独身者に対して結婚と定住に至るお世話をした人に、奨励金を交付します。

#### 対象者

- 次の条件を全て満たすことが条件となります。
- ①本事業の趣旨に賛同・理解し、事前に縁結びお世話人として登録した人
  - ②町内に住所を有する人、または町内事業所に勤務する人であること。
  - ③結婚した男女の3親等以内の親族でないこと。
  - ④自らが出会いの労を介したことにより結婚を成立させた人であること。
  - ⑤結婚した男女が3年以上、定住の意思があること。
  - ⑥交付対象者に町税の滞納がないこと。
  - ⑦営利を目的とした結婚斡旋業者でないこと。

**交付額** 結婚成立1組につき20万円。

## 子育て支援

福祉課 ☎34-8725

### 児童手当

受給対象者	支給額(月額)	支給時期	所得制限
中学校修了までの国内に住所を有する児童を扶養している父母など(15歳に到達後の最初の年度末まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～3歳未満:一律15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円</li> <li>中学生:一律10,000円</li> <li>所得制限以上:一律5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	毎年2月、6月、10月(各前月までの分を支払)	扶養親族等の数により所得制限限度額が定められています。

※手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。 ※公務員の場合は、勤務先で支給されます。  
※手当を受給中の人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出してください。

#### ▶次の場合は手続きが必要です。

- ・出生・転入・転出があったとき
- ・受給対象者が公務員になったとき

### 児童扶養手当

受給対象者	支給額(月額)		支給時期
	全部支給	一部支給	
次の①～⑨に当てはまる子どもを監護している父母や、父母に代わって養育している人 ①父母が婚姻を解消した子ども ②父または母が死亡した子ども ③父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども ④父または母が生死不明の子ども ⑤父または母が1年以上遺棄している子ども ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども ⑧婚姻によらないで生まれた子ども ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども	第1子 42,290円	所得に応じて42,290円～9,980円まで	毎年4月、8月、12月(各前月までの分を支払い)
	第2子 9,990円	所得に応じて9,980円～5,000円まで	
第3子以降(1人につき)	全部支給	一部支給	
	5,990円	所得に応じて5,980円～3,000円まで	

※手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。  
※受給権の消滅事由(婚姻など)が発生した場合は、返還金が生じないように、速やかにお届けください。  
※支給額は、変動する場合があります。

#### ▶出産祝金

第3子以降のお子さん生まれた保護者へ祝金を支給します。出生届を提出してから6か月以内に申請してください。

#### 対象者

町内に住所を有してから1年以上の人。または、町内に住所を有し、かつ1年以上町内に住む見込みがある人。

#### 支給額

第3子以降のお子さん1人あたり 5万円

#### ▶チャイルドシート購入費補助

6歳未満のお子さんをもつ保護者が購入したチャイルドシートの費用の一部を補助します。チャイルドシートは、お子さん1人につき1台に限ります。購入日から1年以内に申請してください。

#### 対象者

保護者、お子さんとともに町内に住所を有する人。

#### 補助額

購入金額の3分の1(100円未満切り捨て、10,000円を上限。)



## すみずみ子育てサポート事業

一時的に育児を行うことが困難なとき(保護者の仕事の都合、病気、冠婚葬祭、学校などの公的行事への参加など)に支援を行う「すみずみ子育てサポート」事業を実施しています。

### 支援内容

- 一時保育(利用者宅、または施設での一時保育)
- 子育て家庭への生活支援(食事・洗濯などの子育て家庭での軽易な日常生活援助)

### 対象者

- 町内に住む小学校就学前までの児童を養育する人
- 本町に住所を有する第1子を出産予定の妊婦

### 利用料

1施設につき、児童1人あたり1時間350円(制限:月70時間以内。ただし、妊婦家庭は、月35時間以内。)

※第3子以降就学前までの児童を持つ世帯は、1回の利用につき出生順に関係なく3人目以降の児童分が無料です。

また、生後1か月未満の第1子または、第2子の児童を対象とする生活支援に限り、月35時間以内は無料です。

### 利用方法

利用を希望する人は、事前に登録が必要です。登録後、利用する際に利用申請書を実施機関に提出してください。

### 実施機関一覧

施設名	電話番号	自宅での利用 一時保育	自宅での利用 日常生活援助	施設での利用 一時保育
越前町社会福祉協議会	0778-34-2388	可	可	不可
鯖江地域ファミリーサービスクラブ	0778-51-9036	可	可	不可
ハーツきっずさばえ	0120-70-3415	不可	不可	可
ハーツきっずたけふ	0120-54-3415	不可	不可	可
ハーツきっず羽水	0120-54-3415	不可	不可	可

## 病児デイケア事業

病児保育とは入院する必要がないが病気治療中であり、集団保育ができない児童を一時的に保育することです。また、病後児保育とは病気が治癒し、病後回復期に集団保育ができない児童を一時的に保育することです。

**対象児童** 町内にお住まいの生後2か月～小学校6年生までのお子さん

**利用時間** 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時  
※町外の施設には、土曜日の午前中に利用できる施設もあります。

また、実施施設によっては、利用時間が異なる場合があります。

### 実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号	利用可能サービス
織田病院	越前町織田106-44-1	090-4321-0247	病児・病後児保育
福井県済生会乳児院	福井市和田中町徳万26	0776-30-0300	病後児保育
福井総合クリニック	福井市新田塚1-42-1	0776-21-1300	病後児保育
福井愛育病院 愛育ちびっこハウス	福井市新保2-301	0776-54-5757	病児・病後児保育
大滝病院 病児保育園	福井市日光1-1-1	0776-23-3215	病児・病後児保育
クリニック・デ・ふかや ひかり病児保育園	勝山市元町1-9-45	0779-88-0288	病児・病後児保育
斉藤病院 病児・病後児デイケア「わらべ」	鯖江市中野町12-8-1	090-3765-0593	病児・病後児保育
公立丹南病院 病児・病後児デイケア「えくぼ」	鯖江市三六町1-2-31	080-6367-6567	病児・病後児保育
野尻医院 病児デイケア「ままとて」	越前市平出1-12-37	0778-22-5000	病児・病後児保育

**料金** 2,000円(半日1,000円)

※第3子以降で、就学前の児童は無料です。

### 利用方法

実施施設で事前登録が必要です。

### その他

実施施設の都合でお休みになることがあります。また、実施施設で預かることができる児童には定員があります。

※利用時間や利用方法、定員などの詳細は、実施施設にお問い合わせください。

## 医療費助成制度

制度名	対象者	内容	所得制限
子ども医療費助成	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人	医療費保険適用分	なし
母子家庭等医療費助成	20歳未満の児童の母がその児童を監護している家庭、かつ75歳未満の一人暮らしの寡婦で過去に母子家庭であった人	医療費保険適用分	あり
父子家庭医療費助成	20歳未満の児童の父がその児童を監護している家庭	医療費保険適用分	あり
重度障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人 療育手帳の程度がA1～B1の交付を受けている人 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の交付を受け自立支援医療受給者証の交付を受けている人	医療費保険適用分	あり

※学校の災害共済給付を受けられる場合は、助成対象外になります。また、健康保険から払い戻しを受ける場合は、その分を差し引いて助成します。

## 児童館一覧

施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
朝日児童センター	気比庄60-43	34-7123	午後1時～午後6時	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
宮崎児童館	江波76-5-1	32-2323	午後1時～午後6時	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
山中児童館	下山中6-3-1	36-0395	午後3時～午後6時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
織田児童館	織田153-3	36-2232	午後1時～午後6時	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
越前中部児童館	道口9-41 越前温泉道の湯 2階	37-2270	午後1時～午後6時 ※土・日曜日:午前10時～午後6時	祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
越前北部児童館	梅浦60-15 越前地域福祉センター2階	37-1754	午後1時～午後6時 ※土・日曜日:午前10時～午後6時	祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 保育所(園)

➔ 福祉課

☎34-8725

保育所(園)は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育するところです。

## 入所(園)の条件

入所(園)できるお子さんは、保護者、65歳未満の同居の祖父母のいずれもが次の事情で、お子さんを保育できない場合です。

〈広告〉

自然の中でのびのびと子供らしく、心身ともに健やかに育てて欲しい

さいとくじ  
**西徳寺保育園**

〒916-0422 丹生郡越前町厨15-23  
**TEL 0778-37-1354**

町施設運営委託 **越前中部児童館**  
越前町道口9-41「道の湯」2F TEL 37-2270



# 教育

## 小学校・中学校

➡ 学校教育課

☎34-8716

### 町立小・中学校一覧

	学校名	所在地	電話番号
小学校	朝日小学校	天王5-7	34-0031
	常磐小学校	青野20-9	34-1374
	糸生小学校	上糸生81-19	34-5002
	宮崎小学校	江波122-1	32-2002
	四ヶ浦小学校	小樟42-175	37-0625
	城崎小学校	茂原4-8-1	37-1031
	織田小学校	大王丸20-17	36-0019
中学校	萩野小学校	細野73-23	36-0028
	朝日中学校	気比庄51-5-1	34-0061
	宮崎中学校	樫津20-20	32-2032
	越前中学校	大樟14-19	37-1200
	織田中学校	下河原37-2-10	36-0059

### 入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校と入学期日を記載した入学通知書を送付します。

#### ▶ 次の場合は、ご連絡ください。

- ・入学通知書が届かない場合
- ・入学通知書を受け取った後に転居・転出する場合
- ・入学通知書の記載内容に誤りがある場合
- ・国立・私立の学校に入学する場合
- ・心身に障がいがあり、入学先の変更、または入学期日を延期したい場合

### 就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10・11月に健康診断を行います。9月下旬までに保護者に通知します。

### 転校手続き

#### ▶ 越前町から転出するとき

##### ①現在通っている学校に電話連絡

転校に必要な手続きがあるので、お早めに引っ越し先や連絡先などをお知らせください。また、転出先の教育委員会にも連絡しておくことをお勧めします。

##### ②現在通っている学校で手続き

転校先の学校に提出する、在学証明書などの書類をお渡ししますので、一度学校に行ってください。

##### ③教育委員会窓口へ

引っ越し後も、都合により越前町の小・中学校に通う必要がある場合、手続きが必要ですので学校教育課にご連絡ください。

### 保育料

保育料は、児童の年齢と児童の両親の市町村民税の所得割額などで決定します。

### 保育所(園)一覧

公・私区分	保育所(園)名	所在地	電話番号
公立	朝日西保育所	上糸生80-8	34-5602
公立	朝日南保育所	佐々生33-3-1	34-1614
公立	宮崎中央保育所	江波67-14	32-2067
公立	小曾原保育所	小曾原34-31	32-2039
公立(※)	あさひ保育所	気比庄58-85-1	34-0081
公立(※)	陶の谷保育所	寺13-1-1	32-3014
公立(※)	織田保育所	織田109-56	36-0160
私立	あさがお保育園	内郡4-13-2	34-1110
私立	西徳寺保育園	厨15-23	37-1354
私立	四ヶ浦保育園	梅浦60-15-3	37-0305
私立	はぎの保育園	細野73	36-0396
私立	たいら保育園	下河原5-7	36-0251
公立	城崎南保育所 (平成28年度より休所)	米ノ46-12	39-1801

※指定管理者が運営しています

### 入所(園)申し込み

- ①新年度入所(園)希望の児童は、毎年10月下旬頃に募集、受付します。年度途中の入所(園)希望も、この時期にお申し込みください。
- ②家の事情で急に年度途中から入所(園)を希望する児童は、随時受付を行っていますが、希望に添えない場合があります。まずは、福祉課にお問い合わせください。

### 子育て支援センター一覧

子育て中のみなさんを応援する地域の子育て拠点施設です。

施設名	住所	電話番号	開館時間	休館日
朝日子育て支援センター	気比庄60-43 朝日児童センター内	34-7123	午前9時～午後2時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
宮崎子育て支援センター	江波76-5-1 宮崎児童館内	32-2323	午前9時～午後2時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
織田子育て支援センター	織田153-3 織田児童館内	36-2232	午前9時～午後2時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
越前子育て支援センター	梅浦60-15-3 四ヶ浦保育園2階	37-0900	午前9時～午後2時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
はぎの子育て支援センター	細野73-2 はぎの保育園隣接	36-0396	午前9時～午後2時	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)

< 広告 >

**保育目標**

- 心豊かな子
- 元気な子
- 考える子
- 関わり合える子

特別保育事業  
一時保育、障害児保育、延長保育  
子育て支援センター



色とりどりの大きな花を  
咲かせましょう。



四ヶ浦保育園  
- し が う ら ほ い く え ん -

〒916-0311 丹生郡越前町梅浦60-15-3 tel.0778-37-0305 fax.0778-37-0730 ●越前子育て支援センター tel.0778-37-0900

## 教育制度

➡ 学校教育課

☎34-8716

### 就学援助費支給制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に、就学援助を行います。

#### 対象者

- ・生活状態が悪いため学校納付金を減免している人、または学校納付金の支払いが滞りがちである人。
- ・保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた人。

#### 援助内容

学用品、修学旅行費の一部、学校給食費など、小・中学校で必要な費用の一部。

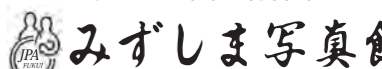
申請時期 毎年4月頃

< 広告 >

☆お宮参り・百日記念写真  
☆ご入園・ご入学・ご卒業記念写真  
☆ご家族・ご成人記念・ご婚礼写真  
☆各種出張写真撮影(クラス会等)  
☆各種証明写真(パスポート等)

**写真に関するあらゆる御用命に  
お応え致します!!**

GENERAL PHOTO PRODUCTION



みずしま写真館

一級写真技師 水島真吾

〒916-0215 福井県丹生郡越前町織田98-3  
TEL/FAX 0778-36-0226

## 指定校変更・区域外就学制度

児童・生徒が就学する越前町立の小・中学校は、教育委員会で「通学区域」に基づき就学を指定しています。

特別な事情により、指定学校の変更や越前町外の学校への就学を希望する場合は、学校教育課にお問い合わせください。ただし、許可を受けるには、一定の基準を満たす必要があります。

### ▶ 指定学校一覧

#### 小学校

学校名	指定通学区域
朝日小学校	西田中、西田中1～3丁目、内郡、東内郡1～4丁目、朝日(14～16字を除く)、朝日1丁目、上川去(46字を除く)、岩開、佐々生、気比庄、田中、市、乙坂、栃川、天王、天寶、宝泉寺
常磐小学校	朝日(14字～16字)、上川去(46字)、金谷、青野、頭谷、茱原、境野
糸生小学校	横山、牛越、野末、大畑、小倉、下糸生、大谷寺、中野、上糸生、小川、真木、天谷、東ニッ屋
宮崎小学校	熊谷、古屋、増谷、小曾原、江波、広野、蚊谷寺、櫻津、八田新保、舟場、八田、円満、上野、野、宇須尾、大谷、蟬口、寺、陶の谷
四ヶ浦小学校	玉川、血ヶ平、左右、梨子ヶ平、梅浦、新保、小樟、大樟
城崎小学校	道口、厨、茂原、高佐、米ノ、午房ヶ平、六呂師
織田小学校	織田、平等、下河原、中、大王丸、三崎、四ッ杉、下山中、上山中、上戸、打越
萩野小学校	細野、岩倉、笹川、桜谷、西ヶ丘、萩野、山田、赤井谷、入尾、笠松、茗荷

#### 中学校

学校名	指定通学区域
朝日中学校	朝日小学校、常磐小学校、糸生小学校通学区域
宮崎中学校	宮崎小学校通学区域
越前中学校	四ヶ浦小学校、城崎小学校通学区域
織田中学校	織田小学校、萩野小学校通学区域

## 通学支援補助

企画財政課

☎34-8702

子育て支援と定住促進を目的として、高校生の保護者の経済的負担を軽減するため通学支援補助金を交付しています。通学支援補助金定期券購入証明書を福井鉄道、京福バスの定期券購入窓口へ提出すれば、補助金額を差し引いた額(年額最高60,000円)で定期券を購入することができます。購入する前に通学支援補助金定期券購入証明書の申請が必要です。(JRとえちぜん鉄道は事後申請になります。詳しくは、企画財政課までお問い合わせください)

### 対象者

町内に在住する、通学のために路線バスまたは電車の定期券を購入する高校生の保護者(高校生の年齢は、18歳以下に限ります)

### 補助金額

定期券の購入額から5,000円に定期券の有効月数に乗じた額を控除した額(片道定期券も同額)  
※新1年生は、運行事業者が発行する最長期間以外の定期券購入証明書を発行可能です。新2、3年生に発行する定期券購入証明書は、運行事業者が発行できる最長期間の定期券のみとなります。

### 必要書類

- 通学支援補助金定期券購入証明書申請書
- 生徒手帳(新入生は合格通知書)の写し
- 現在使用中の定期券の写し(使用中の定期券がなければ不要です)



# 生活・環境・相談

## ごみの分け方・出し方

住民環境課

☎34-8708

### ごみの分け方・出し方

町が配布している「家庭ごみの正しい分け方・出し方」を確認し、分別して、決められた収集日に出してください。

ごみをステーションに出す場合は、お住まいの区のルールに従って、朝日・宮崎・織田地区は、回収日の午前8時まで、越前地区は、回収日の午前7時までに出してください。

### ごみの収集日

ごみの収集日は、町が配布している、「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。  
※町指定のごみ袋以外は収集しません。ごみの収集日程に変更がある場合は、広報や町ホームページでお知らせします。

## 家電リサイクル制度

住民環境課

☎34-8708

### 家電リサイクルの対象商品は適正に処理しましょう。

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機はリサイクルすることが義務付けられています。

町の施設では、処理できませんので、必ず次の方法で手続きをしてください。

### ▶ 家電リサイクル対象製品の処理方法

買い換えの場合

買い換えるお店で引き取りを依頼してください。

処分のみの場合

過去にその製品を購入したお店に引き取りを依頼してください。

購入したお店がわからない場合

郵便局でリサイクル券を購入し、リサイクル券とともに製品を指定取引場所に持ち込んでください。

リサイクル料金は、メーカーや容量、大きさによって異なります。

リサイクル料金は、一般財団法人 家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。

指定取引場所

名称	所在地	電話
池田金属(株)	福井市文京7-106-1	0776-21-3131
日本通運(株)福井支店	福井市花堂北1-1-30	0776-36-5561

※リサイクル料金に加え、収集運搬費用が必要となります。収集運搬料金は、依頼先にお問い合わせください。

家電リサイクル法についての詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

## 野焼き

住民環境課

☎34-8708

野外でごみを燃やす「野焼き」は大量の煙や臭いが発生し、近隣の迷惑になります。

野焼きにより、「悪臭がして困っている」「煙で目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」などの苦情が多く寄せられています。

〈広告〉



廃棄物のことなら当社まで!

株式会社  
**グリーン丹南**

越前町下糸生136-10  
☎0778-34-5785

美しい環境を  
次世代の子供たちへ

一般廃棄物

- ◆ 家庭系・事業系廃棄物収集運搬
- ◆ 不用品・粗大ごみ回収
- ◆ 浄化槽清掃・し尿汲取り

産業廃棄物

- ◆ 産業廃棄物収集運搬
- ◆ グリストラップ槽・各種汚水槽清掃

有限会社 ニュークリーン公社

TEL(0778)34-5512 FAX(0778)34-5516  
越前町下糸生 132-4-5  
E-mail: nyu-clean@ur.ttn.ne.jp

越前町・福井市 公認

産業廃棄物・収集・運搬・  
家電リサイクル品収集  
(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗たく機)

**有限会社  
越前公益**

(本社)越前町四ツ杉79-7-1  
☎0778-36-1555  
FAX0778-36-1550



「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、野焼きは、一部の例外を除き禁止されています。次の行為は、例外として野外での焼却が認められていますが、生活環境に支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令や行政指導の対象となります。認められている焼却であっても、近所の方から苦情が寄せられた場合は、速やかに野焼きはやめましょう。

例外として野外での焼却が認められる場合

廃棄物処理法施行令第14条	具体的な事例
1 国または公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	・河川敷(堤防)の野焼き ・道路側(法面)の野焼き
2 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	・災害時の緊急対応 ・火災予防訓練
3 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・正月の「しめ縄、門松など」を焚く「どんど」などの行事 ・供養のための塔婆の焼却
4 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	・焼き畑、あぜ草や下枝の焼却 ・漁網にかかったごみの焼却など
5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	・たき火、キャンプファイヤー

・違反者には、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金(またはその両方)が科せられます。  
※例外として認められている場合でも、家庭ごみを一緒に焼却するのは違法行為となります。ゴム類、プラスチック類、ビニール類などの焼却は、例外なく禁止です。違法な野焼きを行った場合、悪質なケースは、警察が捜査を行うこともあります。

▶注意事項

農業、林業または漁業を営むために稲わらや剪定枝をやむを得ず野外で焼却する際は、周囲の迷惑にならないように、次のことにご協力をお願いします。  
・場所、風向きや強さ、時間帯を考慮してください。

〈広告〉

- ・周囲の迷惑にならないように、少量にとどめ、煙の発生量を抑えてください。
  - ・いつでも消火できる体制で、必ず日没までに終わってください。
- ※火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為を行う場合には、その地域を所管する消防署に届け出る必要があります。

ペット

⇒住民環境課 ☎34-8708

犬を飼っている人へ

犬を飼う人は、他人への迷惑や危害を及ぼすことのないように十分な気配りが必要です。  
犬の放し飼いは、禁止されています。散歩のときは、必ず引き綱をつけ、フンをした場合は、必ず片付けましょう。  
犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により義務づけられています。(登録手数料:3,000円、注射済票交付手数料:550円)  
また、飼い主や所在地の変更があった場合には、届出が必要ですので、住民環境課へお問い合わせください。

動物由来感染症にご注意

狂犬病をはじめとする「動物由来感染症」とは、動物から人に感染する病気の総称です。人も動物も重症になるもの、動物には症状が出ずに人が重症になるもの、人は軽症でも動物は重症になるものなど様々です。  
感染症を予防するために、次のことに注意してください。  
・動物との過剰なふれあいは、控えましょう  
・動物にさわったら、必ず手を洗いましょう  
・動物の身の回りは、清潔にしましょう  
・砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

猫を飼っている人へ

猫に、庭や家を荒らされたり、鳴き声がうるさい、また排せつ物で汚されたなどの苦情や相談が増加しています。これらは、飼い主の気配りと責任ある飼育で改善できるものです。無責任な飼育は、近隣の人々に迷惑をかけるばかりでなく猫にとっても不幸なことです。隣近所の人がみんな猫好きな人とは限りません。周りに迷惑や危害を及ぼさない気配りと良いしつけが大切です。  
猫は、放し飼いが一般的ですが、飼い主の目の届かないところで何をしているかわかりません。道路や公園、その他公共の場所や、他人の所有地・所有物などを猫が荒らしたり、壊したり、または排せつ物で汚したりしないように管理してください。

▶飼えなくなった場合

適正に飼える人に譲渡するように努めましょう。新聞に掲載するなど広く探しても譲渡する人が見つからない場合は、健康福祉センター(保健所)にご相談ください。

▶野良猫について

決まった飼い主のいない野良猫は、ところかまわずフンをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、家の中に侵入して食べ物をとったり、いろいろな迷惑を周囲に与えます。また、エサを求めて他からも猫が集まってきたり、避妊・去勢手術をしていないので、ますます増えて手におえなくなり、被害や迷惑も大きくなります。エサをあげるなら責任をもって飼い、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

衛生害虫

⇒住民環境課 ☎34-8708

スズメバチなどの衛生害虫の駆除は、業者の紹介のみ対応します。

有害鳥獣の被害

⇒農林水産課 ☎34-8704

シカ・イノシシ・ハクビシンなどによる農作物の被害は農林水産課にご相談ください。  
いずれも大変危険な生物ですので、安易に手を出さないようご注意ください。

除雪

⇒建設課 ☎34-8703

除雪体制

冬期間、職員が町内パトロールを行い、積雪などの状況により除雪車の出動を判断しています。なお、全路線の除雪作業は、民間に委託しています。

ご協力ください

- ▶路上駐車をしない  
除雪作業の妨げになるため、路上駐車は絶対にしないでください。
- ▶道路に雪を出さない  
道路に雪を出すと交通の障害や路面凍結など、交通事故の原因となることがあります。道路に雪を出さないでください。
- ▶障害物は事前に撤去する  
除雪作業には最善の注意を払っていますが、進入路用の鉄板などは破損する恐れがありますので、事前に撤去をお願いします。また、路上に張り出している立木は、支障のないように各自で枝払いをお願いします。

一般・産業廃棄物処理 (廃木材リサイクル)

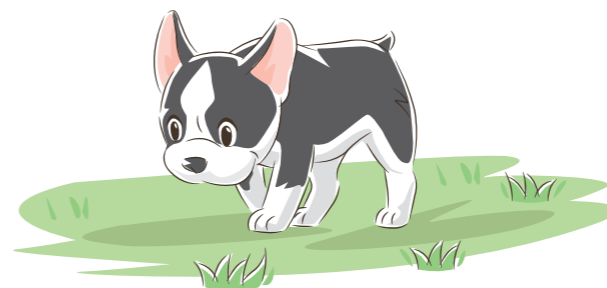


(有)ニューチップ運送

越前町織田7-13-1

本社 TEL 0778-36-0235  
FAX 0778-36-0282

リサイクル部 TEL 0778-36-0900  
FAX 0778-36-2299



## 上下水道

☎ 上下水道課

☎ 34-8707

### 工事は必ず指定工事店へ

家庭の上下水道工事は、「越前町指定給水・排水工事業者」でなければ施工できません。

申請書類などの提出の際には、工事の内容や費用をよく確認してください。

### 上下水道の手続き

下記の場合、上下水道課または宮崎・越前・織田住民サービス室で手続きをお願いします。様式は、町ホームページからダウンロードも可能です(3営業日前までに手続きをお願いします)。

- ①上下水道を新たに使用するとき
- ②上下水道を使わなくなるとき
- ③引っ越しをするとき
- ④建物の解体などによりメーターとボックスの撤去を希望するとき(権利も失います)  
※使用者の認印が必要です。
- ⑤使用者、所有者の名義が変わるとき  
※手続きには、使用者の認印が必要です。

#### ▶ 検針と水量のお知らせ

1か月に1回、検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて、水道料金・下水道使用料を計算し、「使用水量・料金のお知らせ」によりお知らせします。メーターボックス内は、きれいに保ち、メーターボックスの上や周辺には物を置かないでください。家の増改築などで、メーターボックスが屋内や床下になる場合は、検針しやすい位置への移設をお願いします。

## 水道加入金(税抜)

給水装置を新設する、またはメーターの口径を大きくする場合は、水道加入金の納入が必要です。

メーター口径	加入金の額
13mm	100,000円
20mm	200,000円
25mm	250,000円
30mm	300,000円
40mm	400,000円
50mm	500,000円
51mm以上	1,000,000円

## 水道料金

(1か月 検針日～翌検針日)(税抜)

基本料金 (10㎡まで)	超過料金 (使用水量1㎡につき)
1,300円	11㎡～100㎡ 130円 101㎡～ 135円

※上記の表により計算した金額に消費税相当額が加算されます(10円未満切り捨て)。

#### ▶ 受益者負担金(非課税)

下水道区域外や事業所などは、負担金が変わる場合があるので、上下水道課でご相談ください。

快適で衛生的な生活を送るため、また、豊かな自然環境を守るため、下水道施設を整備しています。しかし、施設整備には多額の建設費が必要となるため、施設整備で利益を受けるみなさんには、受益者負担金として、建設費の一部を負担していただきます。

受益者負担金 350,000円～

## 下水道使用料

(1か月 検針日～翌検針日)(税抜)

基本料金 (10㎡まで)	超過料金 (使用水量1㎡につき)
1,300円	11㎡～30㎡ 130円 31㎡～50㎡ 140円 51㎡～100㎡ 150円 101㎡～ 165円

※上記の表により計算した金額に消費税相当額が加算されます(10円未満切り捨て)。

## 料金のお支払い

水道料金と下水道使用料は、1か月ごとにあわせて請求します。お支払いは、納入通知書、または口座振替をご利用ください。納入通知書では、会計課、宮崎・越前・織田住民サービス室、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただけます。納付書が利用できる金融機関やコンビニエンスストア、また口座振替の方法などは、30ページでご確認ください。

## 水漏れの調べ方

いつもどおりの生活なのに、急に使用量や料金が増えたときは、給水装置からの水漏れが考えられます。水漏れの有無は、次の手順でメーターを点検することにより確認できます。

すべての蛇口を閉める

▼ 洗濯機などの機器類を確認

トイレに水が流れていないか確認する

▼ 便器の中も確認

水道メーターのパイロット(銀のコマ)を確認する

止まっている ▼ 回っている ▼

漏水はありません

漏水している疑いがあるので  
指定工事業者に連絡

メーター以降の宅内側の配管は、個人管理となります。

- 冬季は露出している管が凍り、破裂する恐れがありますので、タオルでくるむなど保温の対策をお願いします。
- 指定工事業者以外の事業所で修繕を行った場合は、減免の対象になりません。

## 浄化槽

☎ 住民環境課

☎ 34-8708

### 浄化槽の維持管理

浄化槽をお持ちのご家庭は、常に良好な状態に保たれるように、適正な維持管理をお願いします。

### 浄化槽の保守点検

浄化槽の点検・調整、または修理の作業は、専門の業者(県に登録された浄化槽保守点検業者)に依頼してください。

### 浄化槽の法定検査

浄化槽の設置者(管理者)は、新たに浄化槽を設置した後に行われる検査と、その後年1回の定期検査を受ける必要があります。

< 広告 >

**風呂 給湯器**

トイレ キッチン オール電化

**お見積り無料**

ヤマキシの水まわり市場

ヤマキシリフォーム

ホームセンター

リフォームWEB

ホームページ来店予約 キャンペーン中!

お買物券 全500円券

500円分プレゼント!

来店予約は はこちらから

お急ぎの方はお電話で!

朝日店 越前町乙坂39-1

☎ 0778-34-8885

http://yamakishi-reform.jp/

建設業

管工事・土木工事・建築工事

**木下設備工業**

KINOSHITA

越前町気比庄 20-1-2

TEL 0778-34-0833

FAX 0778-34-0833

memo

---

---

---

---

---

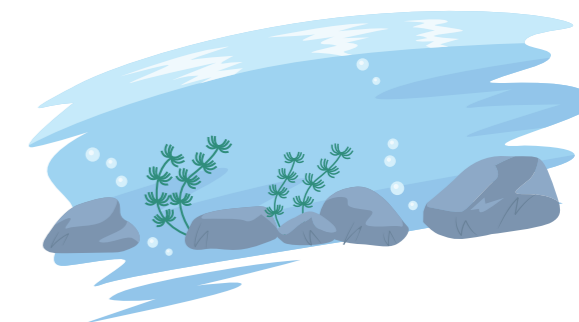
---

---

---

---

---



## 斎場

→ 住民環境課

☎34-8708

### 鯖江葬斎場

所在地 鯖江市三尾野出作町第1号1番地

電話 0778-51-4049

受入時間 午前8時30分～午後5時15分

休日 年始(1月1日)

#### ▶ 火葬炉使用料

区分	管内※1	管外※2
大人(満12歳以上)	25,000円	37,500円
小人(満12歳未満)	12,500円	18,750円
死産児・身体の一部	5,000円	7,500円

※1 亡くなった人、届出人どちらかの住所が越前町、鯖江市の場合

※2 亡くなった人、届出人両方の住所が越前町、鯖江市以外の場合

## クーリングオフ制度

→ 総務課

☎34-8700

突然自宅に訪問してきた業者に言われるまま契約してしまった、電話をかけてきた業者にあいまいな返事をして契約になってしまった、ということはありませんか？

クーリングオフとは、消費者がこのような不意打ち性のある契約をしてしまっても冷静に考え直す時間を与え、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。(ただし、乗用車など例外もあります。)

## 暮らしの相談

相談内容	詳細	日時	機関名	電話番号
消費者相談	悪質商法や多重債務問題の消費生活相談に応じます。	平日 午前8時30分～午後5時15分	消費生活相談窓口 (総務課内)	0778-34-8700
交通事故相談	交通事故にあわれた人が問題を円滑に解決するため、無料で相談に応じます。	平日 午前9時～午後4時	福井県交通事故相談所	0776-20-0518
人権相談	学校や職場におけるいじめ、差別などの相談に応じます。秘密厳守は厳守します。	6月1日、12月1日 午前9時～午後4時	丹南地区人権擁護委員会	0778-34-8715
暮らしの困りごと相談会	日々の暮らしの中で起こる様々な心配ごとの相談に応じます。	午後1時～午後4時	暮らしの困りごと相談会 (越前町社会福祉センター内)	0778-34-2388
結婚相談	結婚に関するお悩みや相談に応じます。	第1～3月曜日 午後1時30分～午後4時 第4日曜日 午後1時30分～午後3時30分	結婚相談窓口 (越前町社会福祉センター内)	0778-34-2388
心をいやす相談会	眠れない・職場でうまくいかない、子どものことが心配など様々な相談に応じます。	日時は広報誌でお知らせします。	健康保険課	0778-34-8710

## クーリングオフの方法

- ①契約書面を受け取った日を含めて8日以内に下記の記載例を参考に、書面(ハガキ)で通知します。
  - ②ハガキに書いて両面をコピーし、自分の控えとして保存します。
  - ③ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。(お金を支払っている場合は、簡易書留)
  - ④クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社の両方に通知します。
- ※クーリングオフは、原則支払ったお金を返してもらえますが、業者の連絡先が分からない場合は返金が困難となります。その場でお金を支払うことは危険を伴いますので、注意しましょう。

はがき記載例

販売会社あて	信販会社あて
契約解除通知書 契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 販売店名 〇〇〇〇〇〇〇〇 担当 〇〇〇〇氏 右記日付の契約は解除します。 なお、すみやかに支払済の〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。 平成〇〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇〇〇	契約解除通知書 契約年月日 平成〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇株式会社 販売店名 〇〇〇〇〇〇〇〇 担当 〇〇〇〇氏 平成〇〇年〇月〇日 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇〇〇



# 議会・選挙

## 議会

→ 議会事務局

☎34-8712

町議会は、町民の代表である町議会議員で構成され、議員定数は、現在14人です。

議会は、町民一人ひとりの意見や要望を正しく把握しながら、確かな将来を展望し、豊かで活力ある町づくりの方向性を決定していく重要な機関です。執行機関とも力を合わせ、諸政策や予算を定め、「住民本位」で「住民参加型」の、町の明るい未来を切り開いていきます。

議員は、総務文教厚生常任委員会、産業土木常任委員会に所属します。随時、委員会を開いて、それぞれの案件を専門的に調査・研究して、問題点を改善します。また、常任委員会とは別に議会を円滑かつ効率的に運営するための議会運営委員会と、特別委員会(直面する重要な問題を調査するために議会の議決により設置)があります。

定例会は、1年に4回開かれますが、必要に応じて臨時会も招集されます。議会は公開されていて誰でも傍聴できるほか、審議内容や結果は「議会だより」や町ホームページに掲載されます。

## 選挙

→ 選挙管理委員会

☎34-8700

### 選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民
県知事選挙 県議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上県内の市町に住所のある日本国民、その人が県内の他の市町に住所を移しても選挙権を有します。
町長選挙 町議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上町内に住所のある日本国民

### 被選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
参議院議員選挙 県知事選挙	満30歳以上の日本国民
衆議院議員選挙 町長選挙	満25歳以上の日本国民
県議会議員選挙 町議会議員選挙	満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある人

## 選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙の公正を図るために作成される名簿で、選挙権のある人をあらかじめ登録しておく、投票のときに照合するものです。18歳になった人は、住民基本台帳の記録に基づいて、自動的に選挙人名簿に登録されますが、住所を移したときに「住民異動届」をしないと新住所地の名簿に登録されません。

## 在外選挙人名簿

在外選挙人名簿とは、国外に居住する選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくためにこれらの選挙人(在外選挙人)を登録する名簿です。選挙人名簿の登録は、国内では、住民基本台帳制度が完備されていることから職権主義によることとされていますが、国外では、在外邦人の動向を正確に把握する方法がないため、申請主義によることとされています。

## 投票の方法

選挙は、選挙期日(投票日まで)の投票時間内(午前7時～午後8時)に投票所で投票するのが原則ですが次のような方法でも投票することができます。

### ▶ 点字投票

視覚に障がいがある人は、点字による投票が認められています。この場合、点字によって投票したいことを投票所の投票管理者に伝え、点字投票用紙が交付されますので、その投票用紙に備え付けの点字器で候補者の氏名や政党名などを記載して投票することができます。

### ▶ 代理投票

病気やけがのため、自ら投票用紙に候補者の氏名や政党名などを記載できない場合は、投票所の職員が、その選挙人に代わって候補者の氏名や政党名などを代筆し投票することができます。ただし、本人が投票所に直接出向いて投票することが原則で、代理人が行使するものではありませんので、ご注意ください。

### ▶ 期日前投票

投票日当日に仕事・旅行・冠婚葬祭などの理由で選挙期日(投票日)に投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票をすることができます。期日前投票期間は、公(告)示日の翌日から投票日の前日まで毎日(土・日・祝日も投票できます)午前8時30分～午後8時まで投票することができます。

### ▶不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所していて、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞り場所、入院または入所している場所で不在者投票をすることができます。

### ▶郵便投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険証をお持ちで次に該当する人は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険証
両下肢・体幹・移動機能の障がい(1級、2級)	両下肢・体幹の障がい(特別項症～第2項症)	要介護者(要介護5)
心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸の障がい(1級、3級)	心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸の障がい(特別項症～第3項症)	
免疫の障がい(1級～3級)		

## 明るい選挙推進協議会

▶明るい選挙推進協議会 ☎34-8700

### 明るい選挙推進協議会とは

明るい選挙推進協議会は、全国の都道府県や市区町村にある組織で明るい選挙の実現を目標に、全国で約8万人がボランティアで活動しています。協議会では、各種選挙の期間中に選挙違反のないきれいな選挙の啓発や、投票参加、政治意識の向上などを図るための運動を行っています。

### 3ない運動

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されていて、違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。例えば、

- ・お歳暮やお年賀
- ・入学祝・卒業祝
- ・お祭りや運動会への差し入れ
- ・地区の集会や旅行への差し入れ
- ・葬式の花輪・供花

これらは、全て公職選挙法で禁止される寄附になります。

- ・政治家は、有権者に寄附を贈らない。
- ・有権者は、政治家に寄附を求めない
- ・政治家から有権者への寄附は、受け取らない。

の3ない運動を徹底し、明るい選挙の実現を目指しましょう。



# 文化・スポーツ

## 町立図書館

▶町立図書館 ☎34-0395

### 町立図書館

所在地 西田中2丁目210

電話番号 34-0395

開館時間 午前10時～午後6時

本や雑誌を借りたり、DVDなどの視聴覚資料の視聴ができます。また、図書館ホームページ(<http://lib.town.echizen.fukui.jp/>)からも蔵書検索や予約、リクエストができます。

#### ▶利用

本などを借りたり、視聴覚資料を視聴する場合には、「図書館利用カード」が必要です。

利用カードがない人は、身分証明書をご持参のうえ「図書館利用カード申込書」に必要事項を記入して、カウンターまたは事務所窓口までお申し込みください。町内にお住まいの人、または町内に通勤・通学されている人は、どなたでもお申し込みできます。

#### ▶貸出

- ・本・雑誌 一人10冊まで、2週間

#### ▶貸出の延長

2週間で読むことができなかった場合、一度に限り2週間延長ができます。(延長した日から2週間)。ただし、予約者がいる場合は、延長ができません。

#### ▶返却

受付カウンターへご返却ください。町内の4館であれば、どこの図書館でも返却ができます。※図書館が閉まっているときは、外の図書返却ポストをご利用ください。(町立図書館、織田分館)

#### ▶必要な本が見つからないとき

カウンターまたは事務所窓口にご相談ください。タッチパネルで探すこともできます。

#### ▶予約リクエストサービス

貸出中の本には予約ができます。予約された資料の用意ができましたらご連絡します。

図書館にない本はリクエストしてください。購入または他の図書館から借りるなどして、できる限りご要望にお応えします。

## 宮崎分館

所在地 江波50-80-1  
(宮崎コミュニティセンター内)

電話番号 32-7712

開館時間 午前9時～午後9時

## 越前分館

所在地 道口1-24-1  
(越前コミュニティセンター内)

電話番号 37-7713

開館時間 午前9時～午後9時

## 織田分館

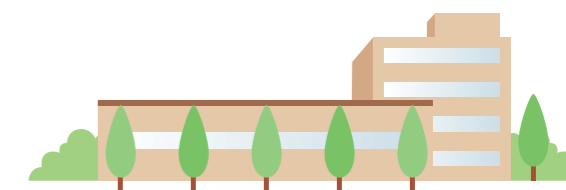
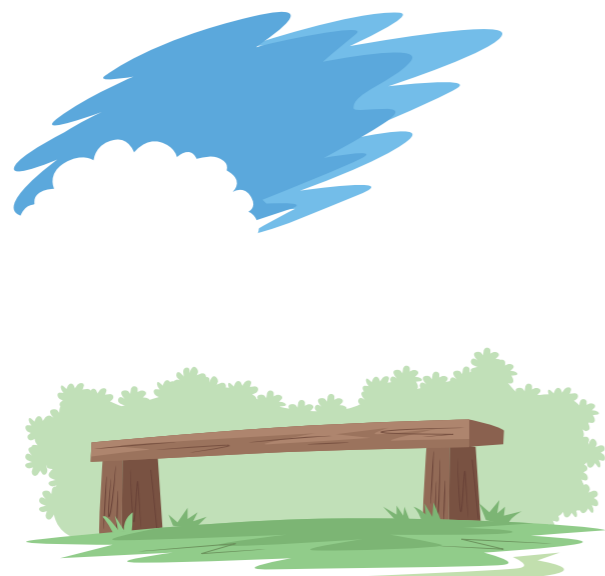
住所 織田153-1-8  
(織田文化歴史館内)

電話番号 36-2288

開館時間 午前10時～午後6時

## 休館日(全館共通)

月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(ただし、土曜日、日曜日、祝日はすべて開館)、年末年始、蔵書点検期間(図書館ごとに異なります)



# 文化歴史館

織田文化歴史館

☎36-2288

## 織田文化歴史館

所在地 織田153-1-8

電話番号 36-2288

開館時間 午前10時～午後6時  
(入館は、午後5時30分まで)

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日・振替休日  
の翌日、年末年始(12月28日～1月4日)、展示替期間中

料金 【歴史資料館】一般:100円(20人以上の団体は2割引)、中学生以下・70歳以上:無料(企画展覧会などはその都度定めます)

織田文化歴史館は、歴史資料館(博物館)・文化交流ホール・図書館との複合施設です。

また、町の文化財関係や歴史資料館に関する事務・事業を行っています。

### ▶歴史資料館

常設展示では、越前二の宮劔神社、戦国大名 織田信長、日本六古窯・越前焼など、町の歴史に関する展示を行なっています。また、企画展覧会(2年に1回程度)や特別展示(随時)も開催しています。

※展示案内をご希望の場合は、必ず1か月前までにお電話(☎36-2288)で、お申し込みください。

お申し込みの際は、訪問日、時間、人数をお伝えください。館の行事の都合などで、案内を承れない日や時間帯もありますので、あらかじめご了承ください。

### ▶文化交流ホール

30人程度まで収容可能なホールで、講演会など様々な催し物を行っています。

## 雨田光平記念館

所在地 織田153-1-3

電話番号 36-2666

開館時間 午前10時～午後5時  
(入館は、午後4時30分まで)

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日・振替休日の翌日、年末年始(12月28日～1月4日)、展示替期間中

料金 一般:100円(20人以上の団体は2割引)、中学生以下・70歳以上:無料(企画展覧会などではその都度定めます)

織田文化歴史館の隣にあり、建物の1階が雨田光平記念館、2階が織田交流館となっています。

雨田光平記念館は、第1展示室では、福井県出身の芸術家、雨田光平氏の作品や資料を常設展示しています。第2展示室では年間をとおして館蔵品によるテーマ展示や、特別展示・企画展覧会を開催しています。

種別	文化財名	員数	管理者	区分
彫刻	木造 千手観音菩薩立像	1躯	福通寺	県指定文化財
	木造 男神像	1躯	区管理	県指定文化財
	木造 正観音菩薩立像	1躯	福通寺	県指定文化財
	木造 十一面観音菩薩坐像 他	8躯	大谷寺	県指定文化財
	木造 十一面女神坐像	1躯	八坂神社	県指定文化財
工芸品	梵鐘	1口	劔神社	国宝
	密教法具金銅盤	1基	劔神社	県指定文化財
書籍・典籍・古文書	黄檗版 一切経	1,521冊	浄勝寺	県指定文化財
	越知神社文書	151点	越知神社	県指定文化財
	劔神社文書	210点	劔神社	県指定文化財

種別	文化財名	管理者	区分
民俗文化財(無形)	明神ばやし	明神ばやし保存会	県指定文化財
	八田獅子舞	八田区・八田獅子舞保存会	県指定文化財
史跡	朝日山古墳群	越前町	県指定文化財
	神明ヶ谷須恵器窯跡	越前町	県指定文化財
	越知山山岳信仰跡	越前町	県指定文化財

※国、県指定文化財一覧

# スポーツ施設

スポーツ振興課

☎34-8730

## スポーツ施設一覧

施設名	設備	所在地	電話番号	定休日
町営朝日南プール	屋外25mプール	佐々生33-9	34-8730	土・日曜日
町営球技場	野球場(ソフトボール)、サッカー場	上川去11-1-1	34-2229	火曜日
町営朝日総合運動場	人工芝ホッケー場、ゲートボール場、テニスコート	朝日22-35	34-2229	火曜日、年末年始
朝日弓道場	弓道場(近的、遠的)	天寶3-3	34-8730	年末年始
朝日B&G海洋センター	体育館、屋外25mプール	朝日22-35	34-2229	火曜日、年末年始
町営糸生体育館	体育館	小倉88-22	34-5001	年末年始
越前陶芸村スポーツ広場	多目的運動広場、テニスコート	小曾原3-6	32-7712	年末年始
宮崎総合運動場	多目的運動広場	樫津82-1	32-7712	年末年始
町営越前体育館	体育館	梅浦60-1-2	37-7712	年末年始
町営アクティブランド体育館	体育館	厨71-326-1	37-7712	年末年始
町営アクティブランド運動場	運動広場	厨71-326-1	37-7712	年末年始
町営織田勤労者体育館	体育館	下河原37-16-6	36-7712	年末年始
織田中央公園多目的広場	野球場(ソフトボール)	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園テニスコート	テニスコート	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園弓道場	弓道場	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園ゲートボール場	ゲートボール場	下河原37	36-7712	年末年始

※プールは、夏季期間のみ利用可

※定休日の年末年始は12月28日～1月4日

# 文化

織田文化歴史館

☎36-2288

## 文化財一覧

町内には、文化的伝統行事や芸能などの無形民俗文化財や、史跡や建造物などの有形文化財が数多くあり、文化財の宝庫と言われています。

種別	文化財名	員数	管理者	区分
建造物	大谷寺九重塔	1基	大谷寺	国指定重要文化財
	相木家住宅	1棟	個人	国指定重要文化財
	劔神社摂社織田神社	1棟	劔神社	県指定文化財
	劔神社本殿	1棟	劔神社	県指定文化財
絵画	絹本着色 八相涅槃図 附 紙本墨書 涅槃講式(断簡)1巻	1幅	劔神社	国指定重要文化財
	不動明王三尊像	3幅	劔神社	県指定文化財
彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	4躯	八坂神社	国指定重要文化財
	木造 阿弥陀如来坐像			
	木造 釈迦如来坐像			
	木造 菩薩形坐像 附 木造 光背 1面			
	木造 大日如来坐像	1躯	日吉神社	県指定文化財